

令和元年度  
監 査 結 果 報 告 書

<財務・行政監査>

<出資団体等監査及び指定管理者監査>

令和2年3月

尼崎市監査委員



尼監報告第 16 号

令和 2 年 3 月 24 日

様

尼崎市監査委員	今 西 昭 文
同	藤 川 千 代
同	開 康 生
同	丸 岡 鉄 也

令和元年度 監査結果報告

地方自治法第 199 条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。



# 目 次

「都市監査基準」の適用に伴う監査手続の変更について 1

## 1 監査結果の総括

令和元年度監査結果を総括して 5

## 2 財務・行政監査

〔監査の実施手順〕 13

(1) 資産統括局 15

(2) 健康福祉局 18

(3) 経済環境局 21

(4) 都市整備局 24

**委員措置要求事項 1** 市営住宅自治会への業務委託について 26

**委員措置要求事項 2** 潮江第2住宅の建物維持管理について 30

**委員措置要求事項 3** 文書管理について 32

**委員改善要請事項 1** 空家利活用推進事業の事業手法について 33

**委員改善要請事項 2** 施策評価表等の記載について 36

**委員改善要請事項 3** 市営住宅の改修について 39

**委員提言** PFI手法による市営住宅の建替えについて 43

(5) 公営企業局 48

(6) 教育委員会事務局 51

**委員措置要求事項** 図書館行政における目標設定について 53

〔監査の実施手順〕 (工事監査) 57

工事監査 59

**委員改善要請事項** 工事の分離発注について 62

### 3 出資団体等監査及び指定管理者監査

[監査の実施手順] 65

#### 出資団体監査・指定管理者監査

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

【記念公園、尼崎市立社会体育施設（屋内プール・地区体育館）、  
尼崎市立中央地区会館（現：尼崎市立中央南生涯学習プラザ）】 68

##### 【出資団体監査】

**委員措置要求事項 1** 決算における「事業間の人件費年度末調整」について 78

**委員改善要請事項 1** スポーツクラブ尼崎WOODYと猪名川町の指定管理事業等について 83

##### 【指定管理者監査】

**委員措置要求事項 2** 地区体育館における自主事業への指定管理料の充当について 89

**委員措置要求事項 3** 社会体育施設及び中央地区会館の臨時開館に伴う  
利用者の二重負担について 93

**委員改善要請事項 2** 指定管理者の非公募選定について 95

#### 指定管理者監査

富松ナビ・みらい 【尼崎市立富松住宅】 99

株式会社図書館流通センター 【尼崎市立北図書館】 103

**委員措置要求事項** 図書館行政における目標設定について（再掲） 106

#### 課題の分類について

監査の結果検出された課題は、その性質及び重要度により次の4つに分類している。

- 委員措置要求事項**  
監査委員が所要の是正措置を講ずるよう求める事項
- 委員改善要請事項**  
監査委員が改善を要請する事項
- 事務局措置要求事項**  
1及び2に該当する事項を除き、過誤等が軽微な事項で、監査事務局から所要の是正措置を講ずるよう求めるもの
- 事務局改善要請事項**  
1から3に該当する事項を除き、監査事務局からより一層の改善を促すため要請する事項

本報告書には1、2に分類された課題を掲載しているが、必要に応じて3、4に分類された課題にも言及している。

## 「都市監査基準」の適用に伴う監査手続の変更について

全国都市監査委員会により策定された「都市監査基準」の適用に伴い、本市においても、平成29年4月1日に同基準に準拠して尼崎市監査基準の全面改正を行い、これに則って監査手続を変更した。以下、変更の趣旨と変更点の概要を述べる。

### 背景

#### 1 地方自治法が定める監査委員監査

同法は、監査委員が市の事務事業を監査するにあたっては、特に「住民の福祉の増進」「最少経費・最大効果」「組織及び運営の合理化」「規模の適正化」の観点から行うべきことを定めている。

しかしながら、従来の自治体監査は一般に合規性、正確性のチェックが中心となっており、こうした法の趣旨を踏まえた監査への転換が課題であった。

##### 地方自治法

第2条 …略…

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

…略…

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(…略…)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

③ 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

…略…

#### 2 国による監査制度の見直しと、「都市監査基準」の策定

平成22年12月、会計検査院の検査報告で、全ての都道府県及び政令指定都市に「預け」等の不適正経理が存在することが指摘されたが、いずれも当該地方公共団体の監査では指摘を受けていなかったことが明らかになった。

これを問題視した総務省は、監査制度の見直しを本格化させ、「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書(平成25年3月)」を取りまとめた。

同報告書では、全国統一の監査基準の必要性が指摘され、これを第三者が作成すべきとされた。これに対し全国都市監査委員会は、統一基準の必要性を認めた上で、「地方分権の趣旨を踏まえ主体的に策定すべき」との認識に至り、平成 27 年 8 月に「都市監査基準」を策定、29 年度から全会員都市において適用することとした。

本基準の特色は次のとおりである。

#### (1) 規範性・品質管理

会員都市は原則として本基準に則って監査等を実施しなければならないとする。

また、監査等の品質が本基準に準拠していることを担保するため、監査等の手続や調書の保存等のルールを整備し、これに基づいて行われているかを監査委員が評価することとする。

#### (2) 「リスク・アプローチ手法」の導入

限られた監査資源（人・時間）を有効に活用し、効率的・効果的な監査を行うため、リスクの高い所属や事務事業に重点的に監査資源を配分することとする。

#### (3) 監査等において“3E”に着目すべきことを明記

地方自治法に定める『最少経費・最大効果』『組織及び運営の合理化』の観点からの監査』を実効的に行うこととする。

※ 3E：Effectiveness 有効性 / Efficiency 効率性 / Economy 経済性

### 3 「これからの自治体ガバナンスのあり方」を受けた地方自治法改正

平成 28 年 3 月、総理大臣の諮問を受けた第 31 次地方制度調査会により、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が取りまとめられた。

この中で、地方公共団体は人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されていること、また、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まっていることを背景に、「長、監査委員等、議会、住民が…役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要」という考え方が基本として示されている。

その方策としては、①長による内部統制の制度化、②監査委員監査の強化、③住民訴訟制度の見直しの 3 つの取組をパッケージとして実施すべきとされ、監査委員に対しては内部統制体制の整備に資する監査が期待されている。

また、監査基準については、「地方公共団体は、統一的な監査基準に従って監査を実施することとするが、当該監査基準の内容については、地方分権の観点から、国が定めるのではなく、地方公共団体が…共同して定めることが適当である。」とされており、「都市監査基準」はこれに位置付けられる。

この答申を受けて、平成 29 年 3 月、上記①～③の内容を含む「地方自治法等の一部を改正する法律案」が衆議院に提出され、同年 6 月、同法が成立、公布された。



## 監査手続の変更の考え方

上記背景を踏まえ、本市においても、平成 29 年度から「都市監査基準」に準拠して全面改正した尼崎市監査基準に則って監査等を実施している。

「都市監査基準」は、監査等の目的について、「行財政運営が…公正で合理的かつ効果的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、「都市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与」することであると明記している。さらに、この目的を果たすために「監査委員は…監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。」としている。

この観点から本市の従来の監査手続を見ると、行財政運営が「公正」であるのみならず「合理的かつ効果的に実施されているか（“3E”）」まで確認するために必要な手続、すなわち、対象組織の実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報の取得や、これらの分析、考察という手順が確保されているとは言い難い状況であった。また、“3E”の視点による監査意見を行財政運営の改善に生かすための、対象組織との意見交換、意思伝達といった手順も不十分であった。

以上の課題に対応するため、監査手続の見直しを行った。主な変更点は次のとおりである。

### (1) リスク評価の実施

「リスク・アプローチ手法」導入のため、監査に先立ち、各組織のリスク評価を実施する。

### (2) 予備調査の実施

監査対象組織の実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得し、監査の着眼点を適切に絞り込むため、予備調査を実施する。

### (3) 所属長ヒアリングの実施

監査の着眼点と検出事項について対象組織に十分説明し、意見を聴取することで、認識の共有を図り措置を促進するため、監査結果報告の作成に先立ち、所属長に対し事務局のヒアリングを実施する。

ヒアリングは、対象組織に対し各検出事項の事実の存否及び対応についての見解を確認する「課題事項確認書」を基に行う。書面で確認することで、対象組織の行財政運営の透明性の確保を企図する。

### (4) 年間に行う監査の時期、回数の変更

財務・行政監査は、平成 28 年度まで年 2 回（4 月～・8 月～）行っていたが、手続の上記変更に伴い、年 1 回とする。

なお、平成 29 年の地方自治法改正の趣旨を踏まえ、監査基準の策定等に係る総務大臣指針（第 198 条の 4 第 5 項）が平成 31 年 3 月 29 日に示されたこと、またこれに伴い同年 8 月に「都市監査基準」が改正されたことを受け、尼崎市監査基準も改正を行い令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしているが、当該指針は「リスク・アプローチ手法の導入」「“3E”への着目」を含むなど旧「都市監査基準」の特色と本質的な離れはないことから、監査手続の大きな変更は行わない予定である。



# 1 監査結果の総括



# 令和元年度監査結果を総括して

今年度の監査結果から、特に市全体の問題として取り組むべき事項は次のとおりである。

例年、監査を通じて様々な問題点を指摘しているが、指摘にあたっては、表面的な事象に留まらず、その奥に潜んでいる「問題の本質」について考察し、その本質が何であるかについて当該部局と議論した上で、極力、解決の方向性についても認識を共有するべく努めている。

その結果、今年度の指摘事項については、ほとんどの所管部局から「是正する」又は「是正に向け検討する」旨の回答を得ているが、各事例の考察を通じ、全庁的に認識を共有する必要があると思われる問題の本質を、二つのテーマ、「ガバナンス不在の外郭団体について」、「3E 視点（有効性・効率性・経済性）欠如の行政について」に整理した。

以下、具体的事例に則して考察していくこととする。

## I ガバナンス不在の外郭団体について

外郭団体は、行政機関が設立を主導し、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応し、行政目的をより効果的・効率的に達成するための補完的・代替的役割を担っている団体である。

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という。）は、昭和 58 年に本市スポーツ行政推進の中核的役割を担う外郭団体として設立され、市と人的・資金的・業務的に密接な関係を有しているが、一方で、「事業団」を取り巻く経営環境の変化等もあり、市の「外郭団体の自立経営に向けた取組方針」（平成 19 年 1 月）において、経営改善団体として「事業領域の検証・変更が必要な団体」とされている。

独立組織である「事業団」経営のガバナンスは、当然のことながら第一義的には、経営幹部職員、及び、法令等に基づき団体内部に設置されている各種機関（理事会・評議員会・監事等）により行われなければならない。

加えて、設立母体としての責任を負う市は、「事業団」の自主性を尊重しつつも、適宜、設立目的の達成状況及び経営の健全性等について確認するとともに、昨今の経営環境変化等を踏まえ、前述の取組方針にもあるような事業領域の見直しや、さらに踏み込んで「事業団の在り方」そのものの見直し等について検証するという、まさにガバナンス機能を発揮する必要がある。

しかしながら、今年度の監査において、「事業団」及び「市」双方に、「チェック機能不全」・「ガバナンス不在」とも言える、以下の様々な問題があった。

## 1 決算における「事業間の人件費年度末調整」の問題について

＜事業団、教育委員会事務局、都市整備局、総合政策局＞

本問題の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員措置要求事項」(P.78～82)に記載のとおりである。

要するに本問題は、「経営主体における適切な改善策等の検討、市をはじめとするステークホルダーの各種意思決定、課税所得の適正な算定等において、正確性と信頼性が求められる事業ごとの決算数値を、明確な合理的基準・根拠なく意図的に付け替えて修正(本件では人件費と利益)する」という、まさに健全経営の原点に反する決算操作をしていた事例である。

決算数値(財務諸表)は、公益法人会計基準一般原則の一番目にある「真実性・明瞭性の原則」を持ち出すまでもなく、活動実態を正確に表し信頼できるものでなければならず、長年にわたり慣習的に続いてきた、「事業間の人件費年度末調整」、換言すれば、「利益の付け替えによる決算操作」は、合理的基準・根拠がなければ断じて許されるものではない。

特に、調整内容で看過できない問題は、公益目的事業主体で収支相償が基本であるべき「本市非公募選定の指定管理事業」の黒字が、自立経営に向けた採算前提事業であるはずの「スポーツクラブ尼崎 WOODY 事業」(以下、「WOODY」という。)及び「猪名川町公募選定の指定管理事業等」の赤字に補てんされているという、まさに本末転倒の状況が生じていることである。

このような事態は、市非公募選定事業の過剰ともいえる黒字が起点となり生じていることは明らかであり、「非公募選定の在り方」、さらには、「事業団の在り方」の問題として後述することとする。

いずれにしても、「事業団」及び「市所管局」は、事の重大さを十分認識し、今年度決算より適正かつ正確な決算処理を行うとともに、それに基づき「事業団」の経営実態を明らかにし、今後の経営改善策等について検討する必要がある。

## 2 「WOODY」及び「猪名川町の指定管理事業等」の問題について

＜事業団、教育委員会事務局＞

本問題の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員改善要請事項」(P.83～88)に記載のとおりである。

まず、「WOODY」については、「事業団の財政力を高める方策として、民間事業者が少ない時代(昭和63年)に市主導で設置され、当初業績は良かったものの、その後、民間事業者との競争激化で大幅な赤字経営が続き、さらに、施設の老朽化が進展しているにもかかわらず、抜本的な経営の見直し等がなされていない」という問題である。

このような「WOODY」の厳しい経営の現状に鑑み、市施策の方向性及び昨今の経営環境の変化等も踏まえ、特に、市所管局が責任を持って、今後の「WOODY」の在り方等経営に対するガバナンス機能を十分発揮しなければならない。

次に、「猪名川町指定管理事業等」については、「事業団の自立経営に向けた取組として公

募で参入（平成 24 年 4 月）を果たしているものの、もとより事業団にコスト競争力はなく、実態は赤字承知の参入となっており、そのため、市非公募選定の指定管理事業等の利益の付け替えで決算内容を糊塗し続けている」という問題である。

本事業については、現在の経営実態を速やかに明らかにし、次回選定期（令和 3 年 4 月）においては、真に自主自立に繋がる事業であるかを見極め、適切な方針に基づき取り組む必要がある。

### 3 「地区体育館における自主事業への指定管理料の充当」及び「社会体育施設及び中央地区会館の臨時開館に伴う利用者の二重負担」の問題について

＜事業団、教育委員会事務局、総合政策局＞

本問題の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員措置要求事項」（P. 89～94）に記載のとおりである。

まず、「地区体育館における自主事業への指定管理料の充当」については、「平成 28 年度監査指摘事項である受講料徴収問題（P. 91～92 参照）を解決するため、実態は指定管理事業のまま、形だけ自主事業とし、従来同様指定管理料を充当するといった、指定管理者制度の根幹を否定する場当たりので無責任極まりない誤った変更を行っていた」という問題である。

指定管理事業・自主事業の区分経理の確立は、言うまでもなく、市が指定管理料を適切に積算する上で不可欠であり、このような杜撰な取扱いは一刻も早く是正すべきである。

次に、「社会体育施設及び中央地区会館の臨時開館に伴う利用者の二重負担」については、「本来、臨時開館に必要な人件費等は指定管理料で措置すべきであるにもかかわらず、市所管局と指定管理者との協定により、条例で定める施設使用料に加えて実費弁償金という名目で利用者へ二重の負担を求め、かつ、その承認手続もなされていない」という問題である。

条例を無視した言語道断の事務処理であり、実費弁償金の返還など早急に是正しなければならない。

以上、1～3 で述べた諸問題の背景・本質は、冒頭に述べたように、「事業団」及び「市」双方の「チェック機能不全」・「ガバナンス不在」であり、特に市各所管局のガバナンスの早期確立を強く要請する次第である。

### 4 「指定管理者の非公募選定」の問題について

＜事業団、都市整備局、教育委員会事務局、総合政策局＞

本問題の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員改善要請事項」（P. 95～98）に記載のとおりである。

「事業団」に対する市の非公募選定は、市の「指定管理者制度について（指針）」に基づく選定理由により行われているが、これまでの事例から分かるように、もはや馴れ合いとしか言いようのない様々な問題事象の最大の要因は、非公募であることのデメリット、すなわち、事業遂行にあたって本来持つべき、「市所管局」・「事業団」双方の緊張感が緩んだ結果であると言っても過言ではない。

指定管理者制度が、公正で透明性の高い事業遂行確保のため公募選定を原則としている所以であり、本件を機に、今一度、非公募選定のメリット・デメリットを十分検証し、指針の見直し（※）による非公募選定の厳格な運用、さらには、これに伴う「事業団の在り方」等について、関連部局との協議も含め、各所管局の再検討を強く要請する。

※ 本報告書（P.97）に記載のように、市の指針における非公募選定の要件は、「必要条件」を示しているだけで、本来あるべき「十分条件」を示しておらず、他自治体と比較しても不十分な内容となっている。

なお、「事業団の在り方」等の問題については、既に外郭団体所管局（資産統括局）に対し、関連部局と連携しながら十分検討するよう、「公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団の在り方等の検討について（依頼）」（令和2年2月17日付け尼監第6640号）にて依頼しており、今後、動向をフォローしていく所存である。

## II 3E視点（有効性・効率性・経済性）欠如の行政について

我が国は、少子高齢化による人口減少社会が進展する中で、将来的に税収等の先細りが懸念される一方、社会保障費等の行政コストの増大が想定されており、今後とも行政サービスを安定的・持続的に提供するためには、様々な工夫による効果的・効率的な地方行政体制の確立が重要な課題となっている。

この4月に全面施行される改正地方自治法に伴う内部統制体制の整備、監査体制の充実・強化もその趣旨であり、本市では、既に平成29年度より、新しい監査基準に基づく監査、具体的には、従来の合規性・正確性の監査に加え、各施策及び事務事業の有効性・効率性・経済性はどうかといった「3E監査」の強化に取り組んでいるところである。

（なお、本市監査基準については、この4月に改正地方自治法が全面施行されることを踏まえ、基本部分に変更はないものの、一部改正を行っている。）

しかしながら、今年度の監査においても、3Eの視点が欠如していると思われる、以下の様々な事例があった。

### 1 「行政評価の在り方」について

行政評価は、政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その実績やプロセスなどを有効性・効率性等の観点から評価するものであるが、その目的は、行政の予算・計画偏重の姿勢を改めるため、いわゆるPDCAサイクル（※）を回すことで予算・計画そのものの有効性を検証し、より効果的かつ効率的な事業実施の促進を図ることにある。

※ Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法。

そして、その行政評価を有効に機能させるためには、政策→施策、施策→事務事業それぞれに、目的→手段という関係があることを踏まえ、目的の明確化と適切な目標指標の設定、及び、それと整合する手段の選択が不可欠である。



しかしながら、この行政評価が十分に機能していない、以下の事例があった。

(1) 「空家利活用推進事業の事業手法」及び「施策評価表等の記載」について

＜都市整備局＞

本事例の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員改善要請事項」(P. 33～38)に記載のとおりである。

要するに前者の事例は、「当該事業が、本来、空家放置による老朽危険空家の増加抑制さらには減少という施策目的達成の手段であるにもかかわらず、市の最重要かつ別次元の政策テーマである、ファミリー世帯の定住・転入促進という目的への貢献も考慮されたため施策の焦点が定まらず、加えて、そもそもいずれのニーズにもマッチしないという、極めて有効性に疑問のある制度設計となったため、ほとんど施策効果を発揮できていない」という事例である。

所管局は、上記課題を認識しているとのことであるが、平成 30 年度予算編成時に、新規重点拡充事業として 3 年間の予算計上見通しを示しているとの理由で、未だ抜本的な見直しがなされていない状況である。

後者の事例は、上記と同趣旨の空家対策推進事業の評価目標指標の設定等が適切でないという事例である。

いずれにしても老朽危険空家を含む空家対策は、その比率が周辺市と比べ高いこと、さらに、昨今の自然災害の脅威の高まり等を考慮すると市喫緊の課題であり、P D C A サイクルの意味も踏まえ、ユーザーニーズに沿った明確で整合性のある施策（目的）及び事務事業（手段）となるよう、また、適切な目標指標の設定となるよう早期の見直しが必要と考える。

(2) 「図書館行政における目標設定」について

＜教育委員会事務局＞

本事例の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員措置要求事項」(P. 53～56)に記載のとおりである。

要するに本事例は、「現在の図書館行政において、政策・施策・事務事業の政策体系が明示されておらず、そのため、図書館に関する施策評価の目標指標、図書等購入事業の事務事業シート指標が、市の実態を踏まえたものとなっていない、さらに、パートナーである指定管理者の活動評価指標が設定されていない」という、まさに行政の基本が欠如している事例である。

この本質的要因は、市教育行政の基本計画である既存の「尼崎市教育振興基本計画」において、本来あるべき図書館行政についての記載が一切なく、その結果、当然のことながら、その運営方針等についても明確になっていないということである。

なお、令和 2 年度からの次期「尼崎市教育振興基本計画」では、初めて図書館行政に対する考え方が示されることになっており、その中で、市民 1 人当たりの貸出冊数が中核市

平均と比べて低いという重要な課題認識が共有されている。

市図書館は、この1月に開館100周年を迎えた県内で2番目に古い歴史を持つ図書館である。これを機に、今後、市民ニーズの把握、及び、その分析に基づく施策、例えば、市民の課題解決に資するレファレンスサービス機能の充実・強化等、図書館の持つ社会的意義を踏まえた効果的・効率的な施策展開を期待したい。

## 2 「工事の分離発注」について

＜公営企業局＞

本事例の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員改善要請事項」(P.62～63)に記載のとおりである。

要するに本事例は、「下水道ポンプ場設備改築等工事の設計金額を一括発注により減額(約11百万円)できるケースにおいて、対象工事の決裁手続が年度替わりの前後で、かつ、所管局の変更が重なるという事情はあったものの、担当者をはじめ各決裁者に一括発注によるコスト削減という意識が薄く、チェック機能が働かなかった」という事例である。

なお、所管局は、その後の同様のケースでは一括発注を行っており、今回の教訓を活かした運営に注力していることを確認している。

分離発注については、過去にも他事業において指摘した事例があるが、この問題は、関係する職員一人一人の意識と相互チェックで防げる問題であり、全庁的に注意喚起するものである。

その他、上記事例同様の3Eの視点及び合規性・正確性の観点から、以下の様々な問題事例があった。

各事例のポイントは次のとおりで、それぞれ重要な問題を含んでいることから、速やかな対応が必要である。

特に、①・②は、事態発生から相当の期間が経過しており、また、それぞれ背景・経緯があることから、問題解決には時間と労力を要すると思われるが、避けて通れない問題であり、的確な対応を要請する次第である。

### ① 「市営住宅自治会への業務委託について」(「委員措置要求事項」P.26～29)

「住宅管理の業務実態が、指定管理者と自治会の間で錯綜し、かつ、その合理性に問題があること、及び、自治会への委託料の積算根拠及び会計実態が不明瞭で、かつ、その適正性に疑問があること」等の問題事例

### ② 「潮江第2住宅の建物維持管理について」(「委員措置要求事項」P.30～32)

「建物維持管理が、長年にわたり管理規約等の取決めどおり行われておらず、利害関係者間で不公平が生じている」等の問題事例

### ③ 「市営住宅の改修について」(「委員改善要請事項」P.39～42)

「市営住宅の管理状況は、予防保全には程遠く事後保全すら危うい状況であり、今後、人的被害の発生が懸念される中、維持整備事業費の予算配分（令和元年度当初予算ベース：住宅家賃約 28 億円に対し、同事業費充当家賃約 5 千万円のみ）の妥当性はどうか」という問題事例

④ 「文書管理について」（「委員措置要求事項」P.32～33）

「道意住宅に関わる定期借地契約関連の決裁文書等、及び、潮江第 2 住宅に係る建物の基礎資料及び共有者との合意文書等が不明になっている」等の問題事例

なお、④文書管理体制の問題については、昨年度も重大な指摘事例があったことから、全庁的な実態把握と注意喚起が必要と考え、既に、所管局（総務局）に対し、「文書管理体制の改善について（依頼）」（令和 2 年 2 月 14 日付け尼監第 6620 号）にて依頼しているところである。

これまで述べてきた各事例は、要は、組織が健全に機能し発展するために必要な「ガバナンスの在り方」と、その実効性を高める基盤となる「行政活動・評価の在り方」についての問題であるが、この二つは、いずれも「組織の目的」を達成するための手段である。

そこで、「組織の目的」を起点に、その達成手段である「ガバナンス・内部統制・行政評価・3E視点」等の相互の関係、及び、改正地方自治法の趣旨を踏まえた「内部統制体制整備の課題」について、監査委員としての考え方・意見を以下のとおり表明する。

官民を問わず、組織の目的は、持続的な発展による社会への貢献であり、そのためには、組織の宿命ともいえる不確実性への対応、すなわち、組織価値の向上とリスク統制が必要である。

そのリスク統制の仕組みには、統制主体の違いにより「内部統制」と「ガバナンス」の二つがあり、前者は組織内部（組織構成員）による統制であり、後者はそれに加えて外部（ステークホルダー）からの統制も含んだものである。

要するに、内部統制の目的と言われる四つの内容（「業務の有効性及び効率性」、「財務諸表の信頼性」、「事業活動に係る法令等の遵守」、「資産の保全」）は、組織の目的（持続的発展）を遂行する上でクリアすべき基準であり、クリアできなければ持続的発展が阻害されるということである。

換言すれば、内部統制及びそれを包摂するガバナンスは、組織の持続的発展を支える不可欠なインフラであると言える。

前述したように、この 4 月に、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（第 31 次地方制度調査会）の趣旨を踏まえた改正地方自治法が全面施行されることになっており、主な内容は、内部統制体制の整備の義務付け（ただし、本市等は努力義

務)、監査の強化等である。

これに対し、「内部統制は、そもそも行政の仕組みの中に存在している」とか、「内部統制の導入は、文書化など手間とコストが増えるばかりで余計なもの」という後ろ向きのイメージが強く、本市を含め、努力義務自治体の対応は様々なようである。

確かに、内部統制体制の具体的事例として示されている「業務ごとに想定されるリスクを全て洗い出し、詳細なチェックリストを作り…」となると、作業のための作業となる恐れが強く、リスク管理表を作成するだけで疲弊してしまい、さらに、環境変化が激しい時代に、年度ごとにチェックリスト等の見直しが必要となると、果たして十分機能するのか大いに疑問であり、過度な負担とならず、しかも実効性の高い体制構築が必要であると考える。

例えば、内部統制の本質を、「何をやるべき組織なのか明確にし（組織の意義・使命）」、「政策・施策等の内容に齟齬がないか確認し（政策・施策目標の設定）」、「実際の業務遂行がそれにマッチし、かつ、3Eの視点等を踏まえ行われているか評価し（施策評価・事務事業シート）」、「次の予算編成等に活かす」という、的確なPDCAサイクルによる組織目的の達成であると捉えれば、内部統制体制整備の原点は、本市でも現在行っている行政評価体系（施策評価・事務事業シート等）を、よりブラッシュアップし、的確なPDCAサイクルを確立していくことではないかと考える。（現在の施策評価等は、監査で例年指摘しているように、分かりにくく的確でない内容が多く見られる。）

本市は、未だ、内部統制体制の構築について本格的な検討に至っていないとのことであるが、内部統制の意義を踏まえ、また、例年の監査指摘内容を勘案すると、本市にとってその体制整備は喫緊の課題である。

内部統制体制の整備を、いつまでにどう行うのか、地方自治法改正の趣旨も踏まえ、市の方針等を早期に表明するよう強く要請する次第である。

監査委員としても、使命を果たすべく全力を傾注する所存である。

以 上

## 2 財務・行政監査



## 令和元年度 財務・行政監査 〔監査の実施手順〕

令和元年度財務・行政監査は、次の手順に従って実施した。

### 1 監査対象課の選定

#### (1) 監査重点項目の設定

##### 【令和元年度監査重点項目】

一者特命随意契約を行っている。

#### (2) リスク評価の実施と監査対象課の選定

各課について、監査重点項目と「業務上のリスクを生む要因」の有無による評価を行い、これを参考に調査の効率性等も考慮して監査対象課を選定する。(6局 25課)

### 2 監査における着眼点の設定

#### (1) 「リスク仮説検討対象事業」の選定とリスク仮説の設定

ア 1課につき5中事業程度を「リスク仮説検討対象事業」として選定し、監査対象事務事業とする。

##### 〔選定方法〕

3E視点の課題は、予算規模が大きいほどその影響も大きいと考えられるため、原則として令和元年度当初予算額を基準に選定するが、事業の内容により加除を行う。すなわち、「予算規模が大きくても、法定業務等、市の裁量の余地が乏しい事業は除く。」「予算規模が小さくても、従業員数が多い、業務の性質上重要なリスクを有する等の要因がある事業は加える。」といった調整を行う(選定した事業に付随する事業が別にある場合は、併せて選定する。)。なお、監査重点項目の該当事業は、予算額の多寡によらず選定する。

イ 「リスク仮説検討対象事業」各事業について、次の着眼点によりリスク仮説を設定する。

##### (ア) 監査重点項目 (一者特命随意契約を行っている。)

一者特命随意契約が合理的な随意契約理由に基づき適正に行われているか。

##### (イ) 事業手法

事業手法と期待する効果との間に合理性があるか。

##### (ウ) 成果検証

成果検証が適切に行われ、事業改善に反映されているか。

##### (エ) 実施方法 (直費、業務委託等)

事業を効率的・効果的・経済的に実施するために最適な実施方法がとられているか。

##### (オ) 業務委託又は指定管理の管理

業務委託(指定管理)にあたり、事業者の選定、委託(指定管理)料の設定、履行確認等、必要な管理が適正に行われているか。

(カ) その他、事業実施に伴う事務に関すること。

個人情報の保護、暴力団等の排除、参加者の安全確保等、リスク回避の対策が適切にとられているか。

(2) 予備調査の実施と本調査における着眼点の設定

リスク仮説に基づいて予備調査（資料入手、対象課への照会等）を行うことで、リスクが高いと見込まれる事業をさらに絞り込み、本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

### 3 本調査の実施

(1) 着眼点の検証

2で設定した着眼点を中心に、担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

(2) 事務一般の適正性に関する調査の実施

(1)と並行して、事務一般が適正に執行されているかを確認するため、現金及び重要物品の管理状況の調査、近接旅費の支出状況の抽出調査を実施する。

### 4 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から対象課の所属長に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認する。

### 5 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、必要に応じて委員監査会を開催する。



## (1) 資産統括局

対象組織	技術監理部 技術監理課、建築課、設備担当、公共施設保全担当、庁舎管理課
監査の期間	平成31年4月1日から令和2年3月2日まで

### 第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

#### 1 技術監理課

##### (1) 組織の役割

市が発注した工事（契約金額1,000万円以上）が発注内容のとおり施工されているか、検査を行う。

##### (2) 主な監査対象事務

検査事務

#### 2 建築課、設備担当

##### (1) 組織の役割

市有建築物の新築・増改築及び修繕工事の設計及び工事監督を建築物の所管組織より依頼を受けて行う。

建築及び設備工事（営繕工事）積算システムの維持管理を行う。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
建築工事積算システム関係事業	7,692

#### 3 公共施設保全担当

##### (1) 組織の役割

市有建築物保全計画の企画、立案を行い、その計画を管理、推進する。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
公共施設予防保全事業	30,150

#### 4 庁舎管理課

##### (1) 組織の役割

本庁舎等の延命化や更新工事及び維持管理、また公用自動車の維持管理を行う。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
本庁舎等整備事業	938,525

本庁舎維持管理事業	469,747
自動車管理事業	51,908
歳入：市役所構内使用料	16,427
歳入：広告事業収入	4,716

## 第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託において受取書類の不備や作成書類の不備といった事例が見られた。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

## (2) 健康福祉局

対象組織	保健部（保健所） 疾病対策課、感染症対策担当、公害健康補償課、衛生研究所
監査の期間	平成31年4月1日から令和2年3月2日まで

### 第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

#### 1 疾病対策課

##### (1) 組織の役割

小児慢性特定疾病の医療費助成、難病対策、こころの健康づくり対策及び石綿健康相談等を実施することにより、市民の経済的・身体的・精神的な負担の軽減を図る。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
小児慢性特定疾病対策事業	149,600
精神保健事業	5,512
難病対策事業	1,636

#### 2 感染症対策担当

##### (1) 組織の役割

感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図ることにより、本市の公衆衛生の向上及び増進を図る。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
予防接種事業	1,110,511
結核医療事業	37,272
肝炎ウイルス検診事業	19,267
感染症対策事業	8,906
結核対策事業	8,101

#### 3 公害健康補償課

##### (1) 組織の役割

公害病認定患者の救済事業及び公害保健福祉事業を実施することにより、認定患者の健康回復と福祉の増進に寄与する。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
公害病補償事業	2,984,070

ぜん息児童水泳訓練事業	35,406
健康診査等事業	4,843
リハビリテーション事業（特別会計公害病認定患者救済事業費）	1,873
呼吸器教室事業（特別会計公害病認定患者救済事業費）	1,229

#### 4 衛生研究所

##### (1) 組織の役割

食品衛生や、環境衛生、感染症等の関連法令に基づき、行政機関及び事業者等からの依頼検査などを実施し、食品の安全性の確保等公衆衛生の向上及び大気・水質等の環境保全に寄与する。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
施設維持管理事業	54,094
衛生研究所事業	9,563

## 第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託において、契約事務手続の不備や、事業計画の変更が契約に定めた方法ではなく口頭で行われているといった事例が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

### (3) 経済環境局

対象組織	企画管理課 経済特命担当 経済特命担当 環境部 環境創造課、環境保全課、産業廃棄物対策担当
監査の期間	平成31年4月1日から令和2年3月2日まで

#### 第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

##### 1 企画管理課

###### (1) 組織の役割

局の組織運営を円滑に行うため、局の行政の企画・立案・調整や、事務改善及び事業の進行管理を行う。

###### (2) 主な監査対象事務

局職員の人事・研修に関する事務

##### 2 経済特命担当

###### (1) 組織の役割

外郭団体の自立経営を促進するため、経済部が所管する外郭団体の経営改善等を行うとともに、今後の団体の在り方について検討を行う。

経済部所管の外郭団体

所管課	団体名	市出資比率 * 出資団体 (出資比率25%以上)
地域産業課	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構	99.9% *
	一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所 (AMP I)	2.2%
	株式会社エーリック	17.4%
	尼崎都市開発株式会社	40.0% *
しごと支援課	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	—
	尼崎中高年事業株式会社	56.0% * (R1.12.5から100%)

※ アミング開発株式会社は平成31年3月31日に解散

###### (2) 主な監査対象事務

経済部が所管する外郭団体の経営改善等に関する事務

### 3 環境創造課

(1) 組織の役割

地域における地球温暖化対策の推進や環境保全に係る啓発・活動支援等を行うとともに、市の事務事業による環境負荷を低減するため、環境マネジメントシステムの運用を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
温暖化対策推進事業	41,873
環境保全の啓発・活動支援事業	10,228

### 4 環境保全課

(1) 組織の役割

環境保全に取り組むため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音及び振動対策の企画、立案及び規制を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
大気汚染対策事業	33,827
自動車公害対策事業	19,489
水質汚濁・土壌汚染対策事業	6,041
騒音振動対策事業	270

### 5 産業廃棄物対策担当

(1) 組織の役割

生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物の適正処理の指導、監督、啓発等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
産業廃棄物対策事業	3,370



## 第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託における再委託事業者との契約において、再委託契約書に個人情報取扱い等に関する規定がない事例が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

## (4) 都市整備局

対象組織	住宅部 住宅政策課、住宅整備担当、住宅管理担当
監査の期間	平成31年4月1日から令和2年3月2日まで

### 第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

#### 1 住宅政策課

##### (1) 組織の役割

豊かな住生活の実現に向け、住宅政策を企画、立案するとともに、これを推進するため、すまいづくり支援、空家対策・利活用支援、長期優良住宅の認定等の事業を行う。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
空家対策推進事業	21,759
空家利活用推進事業	21,731
すまいづくり支援・情報提供事業	1,264

※ 富松住宅に係る事務事業については、指定管理者監査において監査を実施した。

#### 2 住宅整備担当

##### (1) 組織の役割

市営住宅の計画的な改修・建替えを行う。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
市営住宅建替等事業	1,817,750
市営住宅維持整備事業	382,233
市営住宅維持管理事業	3,615

#### 3 住宅管理担当

##### (1) 組織の役割

市営住宅の管理業務（入居者選考、入居者管理、家賃の収納等）を行う。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
市営住宅指定管理者管理運営事業	855,652
市営住宅維持管理事業	81,640
指定管理関係経費	14,624
住宅貸付金収納事業	3,320

訴訟関係経費	3,206
歳入：住宅家賃	2,767,947
歳入：市営住宅駐車場使用料	149,837

## 第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出された。委員措置要求事項について速やかに所要の措置を講じられるとともに、委員改善要請事項について記載のとおり取り組まれない。また、監査を通して得た知見から、特に委員提言を付記するので、参考にされたい。

### 委員措置要求事項 1

#### <市営住宅自治会への業務委託について>

[住宅管理担当]

#### 1 概要

現在、全ての市営住宅に指定管理者制度が導入されているところ、市の指示により、一部の管理業務が指定管理者から各住宅の自治会に委託されている。

市が締結を指示している管理業務委託契約は、次の2種であり、いずれについても市が契約書のひな型及び委託料を定め、委託料相当額（令和元年度予算：28,159千円）を指定管理料として支払っており、実質的な一者特命随意契約となっている。

- ① 「尼崎市営住宅管理業務委託契約」  
市営住宅及び入居者の管理に係るもの
- ② 「尼崎市営住宅駐車場管理業務委託契約」  
市営住宅に付帯する駐車場の管理に係るもの

#### 2 「尼崎市営住宅管理業務委託契約」について

##### (1) 委託業務

仕様書がないため不明瞭であるが、契約書に添付されている「管理業務実施要領」の記載事項は次のとおりである。

「管理業務実施要領」記載事項		本来的に入居者が行うべき業務
項目番号	概要	
前文	受託者は、公正かつ適切な態度で市営住宅の良好な環境保持に努めるよう留意すること。	
1	新入居者に対する団地生活の案内	
2	入居者への連絡、お知らせ文書等の配付	
3   5	次の場合は、指定管理者に連絡するよう伝える。 ・退去しようとする者から連絡を受けたとき ・入居者から修繕の依頼を受けたとき ・入居者から同居者の異動等について連絡を受けたとき	
6	設備に異常を発見したときは、指定管理者に連絡する。	
7	敷地内の清掃、見回り、敷地内の低木の剪定等、集会所の管理	○

8	指定管理者への協力	
9	管理業務処理状況について、年2回の報告	

項目7に清掃、低木の剪定等が挙げられているが、これは「本来的に入居者が行うべき業務」とされている（※）ため、委託業務となり得ないものである。

※ 入居者に配付される「尼崎市営住宅修繕のしおり」の「修繕負担区分」に記載

これ以外の業務はほぼ全て、指定管理者の業務と重複しているか、単に指定管理者に連絡あるいは連絡するよう伝えるだけの内容であり、実質的な業務は文言からは認められない。

項目9の「年2回の報告」については、市は直接的にも、指定管理者を通しても、これを受けていない。

なお、自治会は、共用部分の光熱水費の支払と、その原資として入居者各戸からの共益費の徴収を行っているが、これも本市では「本来的に入居者が行うべき業務」とされており、委託業務に含まれない。ただし、この業務を行う主体として市が自治会設立を要請し、自治会のない住宅については設立まで市（又は指定管理者）が行ってきた経緯があることから、これを委託業務と認識している自治会があると見られる。

## (2) 委託料

委託料は、次の算式により算出されている。（下限は税抜3,000円/月）。

$$\text{委託料（月額）} = \text{戸数（空室含む）} \times 100 \text{円} + \text{消費税及び地方消費税}$$

金額は戸数により大きく異なるが、数百戸を有する住宅では年額数十万円となる。

上の算式の根拠は示されていない。仕様も不明瞭ななか、当然のことながら業務量を想定し積算したものとはなっていない。また、市は実施報告を受けていないため、委託料に相応する業務量となっているかを事後的にも確認できていない。

なお、委託料は、自治会ではなく直接会長等個人の収入となっている可能性がある。これが推察される事例として、自治会の会長等役員3人が、当該住宅棟を階により3分割し分担しているとして各人が別個に委託契約を締結し、委託料をそれぞれ個人名義の預金口座に振り込ませているものが認められた。他にも自治会（団体）との契約として不自然な形態となっている例が複数見られるが、市は自治会の会計報告を受けていないため、実態は不明である。

## 3 「尼崎市営住宅駐車場管理業務委託契約」について

### (1) 委託業務

仕様書がないため不明瞭であるが、「管理業務実施要領」の記載事項は次のとおりである。

「管理業務実施要領」記載事項		本来的に入居者が行うべき業務
項目番号	概要	
前文	受託者は、公正かつ適切な態度で市営住宅駐車場の良好な環境保持に努めるよう留意すること。	
1	駐車場の使用に関する入居者からの問い合わせ等への対応	
2	駐車場利用者への連絡、お知らせ文書等の配付	

3	駐車場の使用に関する諸手続を住宅管理センターで行うよう伝える。	
4   6	・使用者及びその自動車の把握 ・空き区画待ちの申込者の把握 ・指定管理者作成の管理台帳の整理	
7	駐車場の秩序保持	
8	駐車場や車路の清掃、周辺植栽の管理、日常点検、小修繕等	○
9	指定管理者の補助	
10	管理業務処理状況について、年2回の報告	

項目8に清掃、周辺植栽の管理等が挙げられているが、これは「本来的に入居者が行うべき業務」とされているため、委託業務となり得ないものである(※)。

※ 所管組織は「昭和50年に市営住宅に駐車場を整備するにあたり、これを市営住宅の付帯施設(住宅とは別に管理する施設)に位置付けた。」とするが、「管理業務実施要領」には「駐車場周辺植栽の管理(基本的には住宅管理業務に含む)」と記載されており、実態としても駐車場敷地と住宅敷地の区分が明瞭でない場合が少なくないと見られる。

これ以外の業務はほぼ全て、指定管理者の業務と重複しているか、単に住宅管理センター(指定管理者の業務拠点)で手続を行うよう伝えるだけの内容であり、実質的な業務は文言からは認められない。所管組織は「秩序保持については、自治会も日常的に不法駐車の確認等の役割を担っている。」と説明するが、その具体的な業務内容や業務量は不明である。

項目10の「年2回の報告」については、市は直接的にも、指定管理者を通して、これを受けていない。

## (2) 委託料

委託料は、設置台数に応じて定められ、台数により単価が異なるが、約270～500円/台・月とされており、年額数十万円となる場合もある。なお、これは税込金額とされるが、令和元年10月の消費税率改正による見直しは行われていない。

金額設定の根拠が不明であること、会長等個人の収入となっている可能性があることについては、「尼崎市営住宅管理業務委託契約」と同様である。

## 4 共益費徴収及び共用部分の光熱水費の支払業務について

### (1) 現状と課題

共益費徴収等の業務は、本市では「本来的に入居者が行うべき業務」とされているが、市がこれを行うことは可能であり(※)、一部の入居者からも「共益費は家賃とともに市が徴収してほしい。」との要望が出ている。

※ 兵庫県は条例で、県が県営住宅の共益費を徴収できる旨定めている。

所管組織の話では、現状では共益費の額は各自治会が設定しており、自治会費と言うべき費用(共用品購入費、イベント開催費等)を含めて徴収しているとのことであるが、共益費・自治会費の会計区分がなされておらず、金額の設定根拠が不透明であることや、自治会によっては入居者に適切な会計報告がなされていない状況にあることなどにより、これを問題視する声があるのも理解できるところである。

一方、所管組織の話では、共益費徴収業務の負担が重い(特にエレベーターのない住宅での

戸別訪問) ことを理由に、一部の自治会(長)からも同様の要望が出ているとのことであった。

## (2) 法的な問題

過去に県営住宅の自治会が、入居者から毎月共益費 2,700 円、自治会費 300 円を徴収していた事案において、最高裁は、「自治会は強制加入団体ではなく、入居者はいつでも一方的意思表示により退会できる。退会後も共益費の支払義務は消滅しないが、自治会費の支払義務は負わない。」との趣旨の判決を出している(※)。

本判決に照らして本市の現状を見ると、そもそも共益費・自治会費の会計区分がなされておらず、本来的な共益費とともに自治会費を強制的に徴収し、あるいは共益費の余剰金を自治会費によるべき用途に充てている実態があると見られ、市がこれを看過している状況である。

※ 平成 16(受)1742「自治会費等請求事件」(平成 17 年 4 月 26 日判決)

## 5 問題点

以上をまとめると、本件業務委託には次の問題が認められる。

- ① 指定管理者が包括的に管理している施設について、その管理業務の一部を委託するよう指示することに、合理的な説明がないこと。
- ② 理由を示すことなく、実質的な一者特命随意契約を行っていること。
- ③ 仕様書がなく委託業務の範囲が不明瞭であること。
- ④ 業務内容や業務量により委託料が積算されていないこと。
- ⑤ 委託料が委託先である自治会の会計を通らず、直接会長等個人の収入になっている可能性があるが、市が実態を把握していないこと。

委託料は、自治会活動に充てられることで住宅コミュニティの維持に寄与する側面があると考えられるが、そのような側面も含め、まず自治会への公費支出の必要性、妥当性及び支出方法(委託料、補助金等)を整理する必要がある。その上で、支出方法に応じ適正な運用に是正すべきである。

また、委託先である自治会の会計の適正化に取り組む必要がある。

なお、自治会が委託業務と認識している可能性のある共益費徴収等の業務の位置付けについても、本件業務委託を整理する中で検討することが妥当である。

### 【求める措置】

市営住宅自治会への業務委託については、住宅管理の実態が、過去からの経緯により錯綜している状況にあると見られることから、まずは現状の調査、把握が不可欠である。

その結果を踏まえて、自治会への公費支出の必要性、妥当性及び支出方法を整理し、その上で、支出方法に応じ適正な運用に是正するよう求める。

また、委託先である自治会の会計についても、不適切な事例の是正に取り組むよう求める。

## 委員措置要求事項 2

### <潮江第2住宅の建物維持管理について>

[住宅管理担当]

#### 1 経緯

潮江第2住宅は、平成4年10月、潮江コミュニティ住環境整備事業により建設された（所管組織：潮江再開発事務所）。当該地域は「潮江地区再開発マスタープラン」で「沿道型商業・業務ゾーン」に位置付けられていたことから、13階建のうち1階に賃貸店舗と福祉会館、2階以上に市営住宅（60戸）が配置され、店舗部分及びこれに相応する敷地の持分は、同年11月、尼崎都市開発株式会社（出資比率：市40％）に売却された。

現在、住宅部分は住宅管理担当、福祉会館部分は総合政策局小田地域振興センター小田地域課が所管しており、後者は潮江社会福祉連絡協議会（以下、「潮江連協」という。）に無償貸付けされている。

#### 2 問題点

##### (1) 建物・敷地に係る権利関係について

市と同社が「建物並びにその敷地及び付属施設の管理又は使用に関し、共同して処理すべき事項」等に関する基本的な事項については、同年12月1日に両者が締結した「管理規約」に定められている。

「管理規約」では、「敷地及び共用部分の管理に要する費用の額については（…略…）集会において定める方法により、算出するものとする。（第19条第2項）」「集会における…議決権は、専有床面積及び敷地の共有持分を基に（…略…）算定（する）。（第20条）」として、専有部分の床面積、敷地の共有持分、議決権の算式が示されている。

#### 【建物床面積】

（単位：㎡）

	所有者		公有財産台帳・ 公有財産引継書	登記		管理規約		
		用途		一棟の建物	専有部分	専有部分	共用部分	
2～ 13階	市	住宅管理担当	* 5,228.30	4,208.04	3,614.16	3,753.36	持分を 記載	
1階		小田地域課	福祉会館	235.47	576.75	235.47		239.64
		尼崎都市開発(株)	店舗・ 多目的室	257.30		257.30		275.41
附属の建物（共用建物）			（*に含む）	75.60				
合 計			5,721.07	4,860.39	4,106.93	4,268.41	記載なし	
						4,960.11 （附属の建物を 含むか不明）		



【敷地の共有持分】

所有者		敷地の共有持分 (管理規約第10条第2項により、「登記された持分」とされている。)
市	住宅管理担当	0.908767
	小田地域課	0.042448
尼崎都市開発(株)		0.048785
合 計		1.000000

ところが、「管理規約」の示す建物床面積は、本市の公有財産台帳とも登記とも一致点がない。また、敷地の共有持分は「登記された持分」とされるが、上記3通りの建物床面積のいずれの数値からも導けない。建物共用部分の持分についても、同様に根拠が不明である。これらの数値を算定した当時に存在した根拠資料が失われている状況である。

もともと、議決権については、いずれの数値によっても市が約9割となるため、意思決定における問題は実務上発生しない。

しかしながら、「敷地及び共用部分の管理に要する費用」の負担割合は持分に応じて決定されるべきものである。また、今後、福社会館の地域移管や店舗の用途替え等による建物の専有部分の売却や、将来的に敷地の売却がなされる場合には、代金収入及び売却費用をこれにより配分することとなる。このような影響があることから、会計区分の基礎となる数値の根拠は十全に管理すべきである。

(2) 「敷地及び共用部分の管理に要する費用」の負担について

共用部分の日常管理経費（光熱水費及び共用設備等の保守点検費）の扱いについて調査したところ、平成4年に尼崎都市開発株式会社が市と交わした「同意書」及びこれに基づく「覚書」、並びに潮江連協が市に提出した「確約書」、それぞれの写しを確認できた。

「同意書」「覚書」は共用部分に係る次の費用の負担区分とその額の計算方法を定めたものであり、「確約書」はこれに基づく費用負担を潮江連協が承認したものである。

- ① 電気料金
- ② 水道料金・下水道使用料
- ③ 受水槽及び高架水槽清掃に係る費用
- ④ 受水槽及び高架水槽水質検査に係る費用
- ⑤ 上水道設備保守管理に係る費用

しかしながら、住宅管理担当は、これらの文書の存在を把握しておらず、「他の市営住宅と同様、共用部分の光熱水費（①②）の支払業務は住宅自治会に任せており、共用設備等の保守点検（③④⑤）は指定管理者が行っている。」という以上の認識を持っていなかった。

現状における関係各者の負担割合及び事務手続の実態は不明であるが、共用設備等の保守点検に係る費用を全て住宅管理担当が指定管理料として支出していることから、「同意書」等に従った運用がなされていないことは明らかである。

所有者・所管課が複数にわたる場合、敷地や建物共用部分の管理方法及び費用負担について

は、関係者の持分割合等に応じて協議のうえ定め、運用されるべきである。これは日常管理のみではなく、計画的な改修等、長期的な管理においても同様であるが、このような対応は全く行われておらず、「管理規約」により関係者の協議の場とされている集会も久しく開催されていない状況である。施設設置者としての意識が問われるところである。

### 【求める措置】

潮江第2住宅の建物維持管理については、長年にわたり管理規約等の取決めが遵守されておらず、また、その実態把握もされていなかったことは極めて遺憾である。今後の同住宅の在り方（改修等の考え方）も含めて関係者間で協議を行い、早期に是正するよう求める。

## 委員措置要求事項 3

### <文書管理について>

〔住宅管理担当〕

#### 1 道意住宅に係る定期借地関係文書について

道意住宅は、阪神・淡路大震災からの復興支援を目的として、民有地を次のとおり定期借地し建設された。

期 間： 平成8年4月～令和28年3月（50年間）

対象地： 道意町6丁目1番 4,900.32㎡

賃借料： 20,592,718円/年（平成30年度決算）

借地借家法に従って契約が締結されているが、契約締結に係る決裁の原本は所在不明となっている。起案文（起案用紙1号、2号）の内容は写しによって確認できるものの、資料として添付されていた「賃借料、権利金の算出根拠」「鑑定評価書」等は確認できない。

契約書には次の条項がある。

（賃貸料の改定）

第6条1～3（公租公課の変動等を反映した賃貸料の算定方法を規定）

4 甲及び乙は、（…略…）前各項の規定が（…略…）不適切となったと判断される場合は、理由を付した書面をもって申し出ることにより、前各項の変更について協議することができる。

賃借料の算出根拠は、現在の金額の妥当性の判断や、改定協議への対応に必要なものであることから、常に確認できるよう管理すべきである。

- 2 潮江第2住宅に係る建物の基礎資料及び共有者との合意文書等について  
これらの文書が管理されていない。(P. 30~32 **委員措置要求事項 2** 参照)

### 【求める措置】

現に継続している契約関係、権利関係に関わる文書は、紛失しないよう管理するのは当然のこと、現状の妥当性を判断し必要に応じて是正等を行うため、常に確認できる状態に置き、適切な引継ぎを行うべきである。

上記文書については、検索により発見できなかった場合は、内容を確認できる資料を再取得するなど、根拠不明のまま放置することのないよう、万全の対応を求める。

また、今後の再発を防ぐため、文書管理体制の整備に取り組むよう求める。

なお、この問題は全庁的に関係するテーマであるため、文書管理を所管する部局においては、本市の実情の把握及びそれに基づく体制整備に取り組まれない。

### 委員改善要請事項 1

#### <空家利活用推進事業の事業手法について>

〔住宅政策課〕

#### 1 事業概要

空家（戸建てに限る。以下同じ。）の増加を抑制するため、空家（6か月以上居住者なし）の改修費を補助するもので、次の2つの制度を設けている。

① 子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助

該当世帯が空家を取得して改修した場合に、改修費の1/2（上限500千円）を補助。  
（負担割合：市1/2、国1/2）

② 空家エコリフォーム補助

空家の所有者がエコリフォーム（断熱改修等）を行った場合に、1か所3~120千円を補助。  
（財源：環境基金）

特にこれらの者を対象としているのは、空家の増加抑制と同時に「子育てファミリー世帯の定住・転入の促進」「省エネ住宅の普及」を目指す意図による。

#### 2 問題点

- (1) ニーズに即した制度設計について

対象者の限定は、制度を利用しにくくし利用件数を抑えるだけであり、目指す意図に何ら資するものではない。

本制度は、「空家の所有者」だけではなく、「子育てファミリー世帯等」「エコリフォームを望む所有者」のいずれのニーズにも合致していない。

① 空家の所有者

現に所有する空家の維持のための改修や、「子育てファミリー世帯等」に該当しない者が行う改修は、対象外である。

② 子育てファミリー世帯等

マンションや、「6か月以上居住者なし」に該当しない中古住宅は、対象外である。

③ エコリフォームを望む所有者

自宅のリフォームは、対象外である。

主目的である「空家の増加抑制」と、全く異なる目的「子育てファミリー世帯の定住・転入の促進」「省エネ住宅の普及」を同時に追求したことで、いずれの目的に向けても使い勝手の悪い制度設計となっている状況である。

(2) 実績について

(1)で見た制度設計の問題は、実績に表れている。

【空家改修費補助事業の実績】

(上段：補助金額 下段：利用件数)

	平成 30 年度		令和元年度 申請期限は令和元年 12 月末 であり、全件執行済み	
	当初予算	決算 (決算/当初予算)	当初予算	実績 (実績/当初予算)
子育てファミリー世帯 及び新婚世帯向け 空家改修費補助	18,250 千円 30 件	1,985 千円 (10.9%) ① 4 件 (13.3%)	18,250 千円 30 件	2,220 千円 (12.2%) ② 4 件 (13.3%)
空家エコリフォーム 補助	3,000 千円 30 件	412 千円 (13.7%) ① 2 件 (6.7%)	3,000 千円 30 件	702 千円 (23.4%) ② 2 件 (6.7%)
合 計	21,250 千円 60 件	2,397 千円 (11.3%) 6 件 (10.0%)	21,250 千円 60 件	2,922 千円 (13.8%) 6 件 (10.0%)

① うち 1 件は「子育て」「空家エコ」併用。

② うち 2 件は「子育て」「空家エコ」併用。

平成 30 年度の利用件数は 5 戸 6 件であり、当初予算の想定 (60 件) に比し非常に少ない。令和元年度の利用件数も 4 戸 6 件と低調である。

事務事業シートに示された目標値は予算想定 of 1/3 (平成 30~令和 2 年度の 3 年間累計 60 件) という低い設定であるが、この目標値の達成も難しい状況である。

「子育て…」について見ると、平成 30 年度・令和元年度の利用者 (計 8 世帯) は、全て市内での転居であった。

「空家エコ…」は、平成 30 年度は 2 件のうち 1 件、令和元年度は 2 件とも、「子育て…」併用であった。本制度は、平成 26～28 年度に本制度と同様に環境基金を財源として実施した「環境モデル都市 住宅エコリフォーム助成事業」を引き継いだものである。

【前身事業（住宅エコリフォーム助成事業）の実績】

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
34 件	（国が同様の助成を実施したため休止）	10 件

この前身事業は、対象が空家に限定されていなかったにもかかわらず、利用件数は伸び悩んでいた（目標値は 50 件/年）。対象を空家に限定した本制度でこれを超えることは、当初から期待困難であったと言うべきである。

(3) 「空家の増加抑制」の効果について

本制度は、主目的である「空家の増加抑制」の観点から見て、単に利用しにくいだけでなく、利用されたとしても効果が見込めない手法となっている。

空家の改修費は、本来所有者が負担すべきである。補助金交付の正当性は、「状態が悪く居住困難な空家が、制度利用により改修され、入居に至った（制度がなければ空家のまま放置され、老朽化等により公共の利益を害する恐れがあった）」という効果があって認めることができる。

しかし、そのような工事には多額の費用がかかるため「子育て…」の補助上限 50 万円程度での促進は難しく、そもそも多くの場合建て替えた方が安価であることから、改修を勧めること自体が経済的合理性を欠くと思われる。

事実、「子育て…」により実施された工事内容は、床や壁紙の貼替え、畳替え等、入居者が替わる際の一般的なリフォーム以上のものではなく、空家の老朽化がこの制度によって阻止されたとは認め難い。

所管組織も、流通に乗っていない（不動産仲介業者が扱っていない）物件に本制度が利用されることは見込んでおらず、「中古住宅購入者はほぼ全員仲介業者を通して」として、制度周知も主に仲介業者への依頼（ポスター掲示、制度案内等）によっているとのことであったが、流通に乗っている物件については、所有者に活用意思があり、かつ仲介業者が売却可能と判断しているのであるから、老朽危険空家となる懸念は薄い。

個人の資産形成への公金支出は慎重に行うべきことから、事業目的に即した手法の見直しが必要である。

なお、「空家エコ…」は、そもそも「居住困難な空家」の改修を想定していない。

(4) 今後の事業見直しについて

以上のことから、本件補助金事業は、事業手法と期待する効果との間に合理性が認められず、実績も極めて低調であるところ、令和元年度施策評価表（平成 30 年度決算評価）においては、目標値との比較なく利用件数のみ示した上で、「制度利用者から『非常に役に立った』との評価を得た。」と記載するにとどまっている。

一方、所管組織は課題を認識しており、手法の再構築に努めている。しかしながら、本事業は「平成30年度主要事業（新規拡充事業）」に位置付けられ、3年間（令和2年度まで）の実施計画が事業費（年額21百万円）とともに公表されているとの理由により、現時点では異なる手法の事業への置き換えは困難とのことであった。

検討の成果を速やかに施策に反映させられるよう、機動的な予算編成が求められる。

### 【要請の内容】

空家利活用推進事業については、事業手法と期待する効果との間に合理性が認められない。

所管組織は本事業の課題を認識しており、手法の再構築を検討していると認められるが、平成30年度主要事業（新規拡充事業）であるとの予算編成上の理由により、未だ抜本的な見直しに至っていない。

検討の成果を速やかに施策に反映させられるよう、機動的な予算編成が求められるところであり、引き続き関係部局と協議するよう要請する。

## 委員改善要請事項 2

### <施策評価表等の記載について>

〔住宅政策課〕

#### 1 本市で実施されている行政活動評価について

本市では、毎年度、行政活動を点検し次年度の予算編成につなげるため、「施策評価」「事務事業シート」を作成し、これらを公表している。

##### (1) 施策評価

事務事業の目的である「施策」というくくりから俯瞰的に評価を行うものであり、その目的は次のとおりとされている。

- ① 総合計画・総合戦略の進捗確認
- ② 効果的・効率的な施策の推進（事務事業のスクラップ・アンド・ビルド等）
- ③ （市長から担当者までの）意識の共有
- ④ 市民の市政参画の推進

##### (2) 事務事業シート（平成30年度までは「事務事業評価」）

各事務事業の進捗状況等について客観的な指標等に基づいて振り返り、施策評価の基礎資料とするとともに、施策評価の結果を反映させるとするものである。

2 「空家対策推進事業」に係る評価上の問題について

上記のとおり、「施策評価」「事務事業シート」は、本市の行政活動におけるP D C AサイクルのC (Check) に位置付けられ、今後の事業展開の根拠となるものであることから、合理的な指標等に基づく適切な評価が求められる。

しかしながら、「空家対策推進事業」に属する2つの取組（空家に係る苦情相談対応、除却補助制度）について、合理性、適切性に疑義のある記載が見られた。

3 空家に係る苦情相談対応について

(1) 事業概要

空家に係る苦情相談（崩壊の危険、雑草、害虫等）があった場合、所有者に対する指導等により解決を図るものである。

(2) 問題点

苦情相談の解決率は、施策評価表 16-02 (※) における5つの目標指標の一つとなっている。

※ 施策名： 16 住環境・都市機能  
 展開方向： 02 住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決数の累積 (b)}}{\text{苦情相談のあった個所数の累積 (a)}}$$

【苦情相談の解決率（令和元年度施策評価表掲載）】

目標値 達成年度：令和4年度	平成27年度 (実績値/目標値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
80.0%	24.8% (31.0%)	39.4% (49.3%)	39.2% (49.0%)	37.7% (47.1%)

(実数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
苦情相談の あった個所数	125	78	121	193
累積 (a)	125	203	324	517
解決数	31	49	47	68
累積 (b)	31	80	127	195
解決率 (b/a)	24.8%	39.4%	39.2%	37.7%

解決率は、分母 (a)、分子 (b) とも平成27年度以降の累積件数を用いており、aは相談を受けた年度に、bは問題が解決したことを市が現認した年度に計上している。所有者となかなか連絡がつかない場合や、所有者が早急に対応してくれない場合もあり、また年度末近くなつての相談もあることから、解決あるいは市の現認が翌年度以降となることも多く、このような場合は相談を受けた年度の解決率に反映されない。

しかしながら、施策評価の目標値（80％）は、計上まで要する a と b の期間の差を考慮せずに設定されたものとなっている。目標値を 80％に設定した理由として、所管組織は「所有者不明で解決できないものが 20％あることを想定した。」と説明するが、この想定が事実であれば、解決可能な 80％を全て相談のあった年度内に解決し現認に至ることができない以上、目標値の達成は不可能ということになる。

苦情相談件数は台風の発生等の突発的な事態にも左右され、年によって大きな差があるが、対応できる人員には限界があるため、これが b の計上時期の遅れに影響している。

このような理由により、実績値は目標値を大幅に下回り（平成 30 年度：実績値 37.7％、進捗率 47.1％）、台風被害の大きかった平成 30 年度は、解決数が前年度比 145％（47 件 → 68 件）であったにもかかわらず解決率は 1.5 ポイント低下（39.2％ → 37.7％）しており、読む者に「施策が全く進んでいない。」「市に相談しても半分も解決されない。」との誤解を与える表現となっている。

さらに、解決困難な相談を受け付けず a を抑えれば解決率が上がることから、解決率を指標として公表することは、苦情解決に積極的に取り組もうとする職員の意欲を削ぐ懸念がある。

#### 4 除却補助制度について

##### (1) 事業概要

市が解体を指導した老朽危険空家について、所有者に資力がない場合に、解体費の 2/3 を補助するものである。（負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4）

##### (2) 問題点

本来、解体費は所有者が負担すべきであり、本制度の補助金交付は公共の安全の観点からやむなく行うものである。制度の性質上、利用件数は必ずしも事業効果（危険の除去）の指標とはならず、利用増加を目指すべきものではない。「制度を利用できるよう、老朽化が進むまで放置する」という事態を招いては、制度趣旨に反する。

そのため、制度の存在は周知されておらず、所管組織が空家の所有者向けに作成した冊子「空き家の便利帳」（平成 31 年 4 月）記載の市の取組にも、本制度は掲載されていない。

にもかかわらず、施策評価表 16-02 には制度利用件数（平成 29 年度：3 件、30 年度：1 件）が単に事業実績として記載され、事務事業シートには「更なる利用促進を図るため制度の拡充を検討する必要がある。」と記載されており、これらを読む者に利用件数が伸びていないことを問題視させる表現となっている。

#### 【要請の内容】

施策評価表及び事務事業シートの記載については、これらが本市の今後の事業展開の根拠となるものであることを踏まえ、合理的な評価指標等に基づく適切な評価に改めるよう要請する。



## ＜市営住宅の改修について＞

〔住宅整備担当〕

### 1 公共施設の保全についての市の考え方

本市では、平成 26 年 6 月に「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」（以下、「マネジメント基本方針」という。）を策定し、その中で 3 つの方針を定めている。

方針 1： 圧縮と再編

施設の圧縮と再編を図り、「量の最適化」を目指します。

方針 2： 予防保全による長寿命化

これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指します。

方針 3： 効率的・効果的な運営

管理運営にかかるコスト削減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コスト等の最適化」を目指します。

その後、各方針について順次「尼崎市公共施設マネジメント計画」が策定され、平成 30 年 1 月には「方針 2」に係る計画（以下、「マネジメント計画（方針 2）」という。）が公表された。

### 2 市営住宅の改修計画について

#### (1) 概要

所管組織は、平成 21 年度に「尼崎市営住宅長寿命化計画」を策定したが、現在、「マネジメント基本方針」及び「マネジメント計画（方針 2）」を踏まえてこれを改定中である。

現状では、建物に不具合が生じる都度、緊急性の高い順に予算の範囲で対応する「事後保全」となっているのが実態であるところ、改定案には、計画的な改修による長寿命化やライフサイクルコストの低減効果について総論的に記載されている。しかしながら、費用の平準化を考慮した長期的な改修スケジュールの作成には至っていない。

このことについて所管組織に事情聴取したところ、「保全不良による損傷が著しい住宅が多数あり、安全面から、また『マネジメント計画（方針 2）』で示された耐用年数（65 年）まで維持する観点から、早急な改修が必要であるが、予算の裏付けの見込みが立たない。」との説明であった。

(2) 市営住宅の状況

【市営住宅の状況（令和元年10月現在）】

(棟)

	建築後（外壁改修を行っている場合は最終施工後）の経過年数			合計
	～19年	20～29年	30年～	
旧耐震基準（建築年：～昭55）	84	34	1	119
廃止・建替予定	68	1	1	70
存続予定				
耐震性あり	14	30	0	44
耐震改修予定	2	3	0	5
新耐震基準（建築年：昭56～）	31	41	49	121
合 計	115 (47.9%)	75 (31.3%)	50 (20.8%)	240 (100%)
廃止・建替予定を除く合計	47 (27.7%)	74 (43.5%)	49 (28.8%)	170 (100%)
		123 (72.3%)		

【市営住宅に係る資産状況（平成30年度末現在）】

	取得価額	平成30年度減価償却額	減価償却累計額	簿価
建物	* 140,035 百万円	2,583 百万円	95,880 百万円	44,155 百万円

\* 国交付金分（約50%）を含む。

建物を維持するには、外壁、屋上防水、給排水管、受電設備等、種々の改修を適切な周期で行う必要があり、所管組織は各住宅の状態を把握しているが、予算の制約から計画的な改修ができない状況が続いている。

特に躯体強度に影響する外壁について見ると、廃止・建替予定を除く170棟の3/4にあたる123棟が、所管組織が改修周期としている20年（※）以上実施できておらず、損傷が著しい。

※ 参考：国土交通省「公営住宅等長寿命化計画策定指針」（平成28年8月）は、外壁の修繕周期を18年としている。

廃止・建替予定の住宅70棟についても、入居者の移転先を確保するまで（※）維持管理が必要であるが、これらは特に状態が悪いため、安全性の確保、あるいは住宅として最低限の機能確保の観点から急を要する修繕工事が多発し、存続予定の住宅に充てる予算を圧迫している。

※ 「尼崎市営住宅建替等基本計画」（平成28年12月）によると、建替事業の完了は令和17年度である。

実査を行ったところ、廃止・建替予定の住宅だけでなく、存続予定の住宅においても、外壁コンクリートの浮きや剥落、鉄筋のさびを随所に確認できた。また、平成30年度の修繕工事記録では、劣化・剥離していた屋上防水アスファルトシート等が強風で広範囲に飛散した例が多数認められた。

このように防水性を失った建物の劣化が急速に進むことは言うまでもないが、より緊急性の高いリスクは人的被害の発生である。これまでのところ、多くは物的被害（剥落部材による車

や民家の屋根の損傷等)であるが、人的被害も少数ながら発生しており、今後重大な人的被害に至る懸念が大きくなっている状況である。

(3) 問題点

上記のとおり、市営住宅の管理状況は「マネジメント基本方針」等に掲げる「予防保全」には程遠く、「事後保全」すら不十分と言わざるを得ず、市の修繕義務を定めた公営住宅法(※)に違反している状況である。

※ 公営住宅法

第21条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。…略…

【市営住宅家賃収入 充当費目 (令和元年度当初予算)】

			備 考
〔歳入〕住宅家賃		2,767,947 千円	
充 当 費 目	住宅管理費 (人件費)	52,069 千円	
	住宅管理費 (物件費)	743,664 千円	(内訳) 指定管理者関係経費 616,593 千円 市営住宅維持管理費等(※) 79,685 千円 市営住宅維持整備事業費 47,386 千円 ※ 敷地賃借料、システム経費、 訴訟関係経費等
	公債費	1,972,214 千円	起債の償還

【市営住宅維持整備事業費 財源内訳 (令和元年度当初予算)】

		改修箇所		合 計
		外壁等	給排水管、 雑排水管等	
市営住宅維持整備事業費		113,500 千円	268,733 千円	382,233 千円
財 源	住宅家賃	1,453 千円	45,933 千円	47,386 千円
	市債 (住宅建設事業債)	67,900 千円	222,800 千円	290,700 千円
	国庫支出金 (社会資本整備総合交付金)	44,147 千円	—	44,147 千円

市営住宅の入居者から徴収する家賃収入は約 28 億円となっているが、うち約 20 億円が公債費(起債の償還)に充当されており、住宅の改修費(市営住宅維持整備事業費)への充当は約 5 千万円にすぎない(令和元年度当初予算)。

市の修繕義務を果たし、入居者及び近隣住民の安全を確保するため、また、「マネジメント基本方針」が示すとおり、資産を適切に保全し、ライフサイクルコストを低減するため、予算編成の考え方の再検討が求められる。

### 【要請の内容】

市営住宅の改修については、事業主体である市の法的義務を果たし、入居者及び近隣住民の安全を確保するため、また、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」が示すとおり、資産を適切に保全し、ライフサイクルコストを低減するためには、適時適切な改修を行う「予防保全」が不可欠であることは明らかである。

しかしながら、予算の制約から、現状は「予防保全」には程遠く「事後保全」すら不十分と言わざるを得ず、今後についても基本方針の趣旨に沿った改修計画が策定できない状況である。

予算編成の早急な再検討が求められるところであり、引き続き関係部局と協議するよう要請する。

このほか、空家の所有者等に民間の有資格者をアドバイザーとして派遣する事業において、利用者アンケートにアドバイザーの営業行為が疑われる記載があったにもかかわらず事実確認を怠っている事例が見られたため、監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

## 委員提言

### < P F I 手法による市営住宅の建替えについて >

[住宅整備担当]

#### 1 事業概要

旧耐震基準の市営住宅である武庫3住宅（時友・宮ノ北・西昆陽）の建替えを P F I（Private Finance Initiative 民間資金の活用）手法により行うものである。

本市における P F I 手法の導入は、本件建替事業が初めてである。

【第1期 時友・蓬川2号棟（武庫3住宅移転先）】 平成26.10.8～令和1.9.30

契約額： 5,500,029,200円（令和元年度当初予算： 0円）

【第2期 宮ノ北】 平成28.10.11～令和4.5.31

契約額： 10,142,259,600円（令和元年度当初予算：963,245千円）

【第3期 西昆陽】 平成30.10.19～令和5.8.31

契約額： 2,242,968,000円（令和元年度当初予算：680,531千円）

#### 2 従来型手法と P F I 手法の比較

従来型手法では、官が「資金調達」をした上で「設計」「建設」「維持管理」を個別に発注する。

これに対し P F I 手法は、「資金調達」から「設計」「建設」「維持管理・（運営）」までを包括的かつ長期の契約として発注するものであり、次のとおり分類されている。

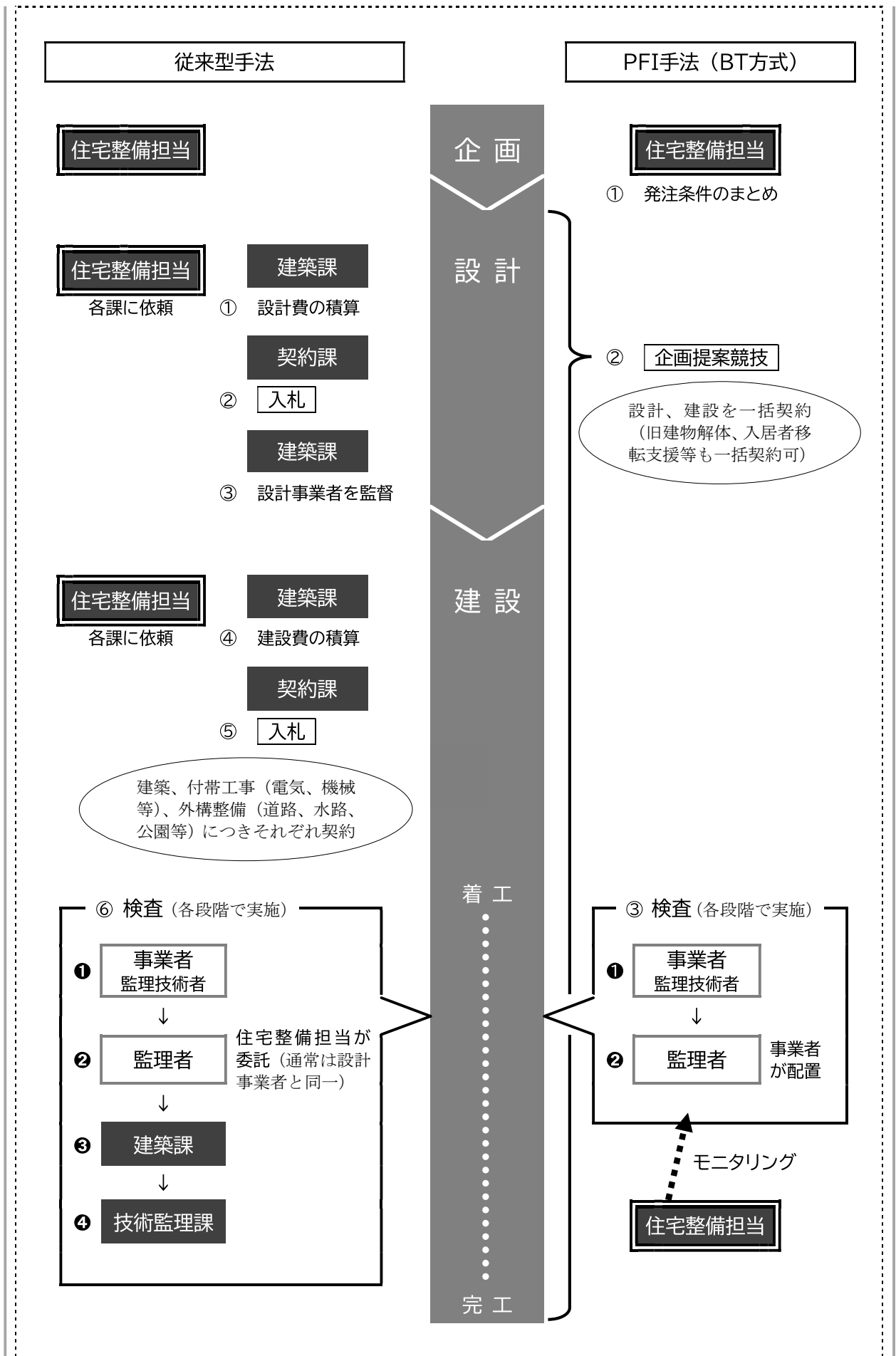
本件事業では、「維持管理」を含まない B T 方式が採用されている。

【 P F I 手法の類型】 ○：事業者が実施 ■：建物所有権の市への移転時期

方式	設計	建設	維持管理・（運営）
B T O Build-Transfer-Operate	○	○ ■	○
B O T Build-Operate-Transfer	○	○	○ ■
B O O Build-Own-Operate	○	○	○
B T Build-Transfer	○	○ ■	×

従来型、 P F I それぞれの手法における市の関与の在り方は、次の図のとおりである。

従来型手法では、事業所管組織（本件事業では住宅整備担当）からの依頼に基づき、建築課（設計・積算）、契約課（事業者選定）、技術監理課（検査）の3課が関与するが、 P F I 手法では一切の手続を事業所管組織が行う。



### 3 PFI手法の利点と課題

#### (1) 利点

##### ア 設計の品質向上

従来型手法では設計図書を確定した上で建設について金額のみによる入札を行うところ、PFI手法では金額を含めた企画提案競技による総合評価で選定を行うため、民間事業者の創意工夫が発揮された優れた計画案を低コストで採用できる。

また、計画案をたたき台に提案事業者と協議することで、さらに市の要望に沿った設計内容への修正が可能である。

##### イ 工期短縮及びこれによるVFM (Value For Money 費用削減効果)

PFI手法では、次の理由により工期の短縮や事務の効率化を図ることができる。

- ① 建設の各段階で、従来型手法では2課が検査を行うところ、事業所管組織によるモニタリングのみであるため、検査中の工事停止期間を大幅に短縮できる。
- ② 「設計」と「建設」を同一の事業者が行うため、設計変更に柔軟、迅速に対応できる。
- ③ 多種の工事を個別に契約する従来型手法では、一部の工事の入札不調や、議会承認を要することによる手続の遅れが、しばしば工期全体の遅れにつながるが、これを避けることができる。

さらに、関連する工事や業務（旧建物解体、入居者移転支援等）を一括発注することで、これらを含めた事業期間の短縮や事務の効率化をも図ることができる。

#### (2) 課題

##### ア 設計の品質確保

事業所管組織が、発注条件をまとめたり、事業者からの提案内容を精査・評価したりする能力を十分に有していないと、事業者の創意工夫を引き出せず、機能面、コスト面で優れた提案を得ることができないばかりか、従来型手法よりも劣った設計内容となる懸念がある（性能不足、性能過剰、費用対効果が悪い、維持管理が高コスト等）。

##### イ 建設の品質確保

事業所管組織によるモニタリングが不十分であると、施工不良が見落とされる懸念がある。

ア、イとも、特にBT方式において、設計・建設事業者が「維持管理」まで行う他の方式よりもその懸念が大きい。

### 4 本件事業の状況

3(2)に挙げた課題について、本件事業の状況を確認したところ、いずれについても十分対応されていた。

住宅整備担当には、技術職員が17人（建築9、電気4、機械4）配置されている（令和元年度）。そのため、「企画提案競技の実施、提案内容の検討」「建設中のモニタリング」を主体的に行うことが可能である。また、今後の建替事業の全てにPFI手法の導入を予定していることから（「尼

崎市営住宅建替等基本計画」(平成28年12月)、職員育成のため、ほとんどの技術職員が本件事業に関与している。

(1) 「ア 設計の品質確保」について

職員の関与に加え、企画提案競技において、5人の外部有識者で構成される選定委員会により、多面的な審査を受けている。

また、提案採用後も、性能の過不足、資材の選定等、詳細にわたって事業者と協議し、設計内容の修正を行っている。

(2) 「イ 建設の品質確保」について

建設の各段階において、職員が次のとおり関与している。これにより、従来型手法に劣らない品質確保が図られていると認められる。

[施工計画段階]

- ・ 監理者確認後の施工計画書の確認
- ・ 事業者との定例会議(原則週1回)で工程・施工計画の確認

[施工段階]

- ・ 定例会議時の現場確認
- ・ 監理者の検査への立会い
- ・ 監理者からの監理月報(写真を含む)の確認

[完工段階]

- ・ 監理者の完工検査への立会い
- ・ 完工確認

5 VFM(費用削減効果)について

本件事業のVFM(従来型手法で実施した場合と比較した費用削減率)は、「PFI導入可能性調査」において、第1期(時友・蓬川2号棟)約9%、第2期(宮ノ北)約9%、第3期(西昆陽)約8%とされているが(※)、これは、内閣府が過去に実施されたPFI事業の調査結果を基に「簡易な検討において用いる削減率」として示した数値をそのまま用いたものであり、本件事業を従来型、PFIそれぞれの手法で実施した場合の具体的な費用の積算によっていない。

※ 旧建物解体、入居者移転支援を含む。

したがって、この数値の信頼性は低いが、具体的な費用の積算は多大な時間とコストを要する割に精度に限界があることから、やむを得ないものと考えられる。

また、実績VFMを算出することについても、同様の理由で合理性がないと言える。

PFI手法にVFMがあることは、工期を大幅に短縮できる仕組み(3(1)イ参照)から明らかであるから、その数値(削減率)に高い精度を求めるのではなく、その他の利点、すなわち、設計の品質向上や、工期短縮によるVFM以外の効果(入居者の仮住まい期間の短縮、多数の住宅の建替えに必要な期間の短縮やこれによる建替予定住宅の維持費の低減)をも十分考慮し、総合的にその効果を測るべきである。



### 【市への提言】

PFI手法は、①コスト削減、②工期短縮に加え、③民間事業者の創意工夫による設計の品質向上といったメリットを享受できる有力な手法であるが、③は、設計・建設の品質確保に市が主体的かつ十分に関与することで初めて引き出し得るものである。

逆に、これに携わる職員の員数や能力（技術力・目利き力）が不十分である場合、建物等の品質が確保されず、結果的に高コストとなり、将来に及ぶ深刻な問題を引き起こす懸念が大きい。事実、他の自治体においてこのような事例が見られる。

しかしながら、この点が広く理解されているとは言い難く、VFMの額のみを過度に重視し、あるいはこれをアウトソーシングの一手法であるとして人員削減を期待する状況が見受けられる。

本市は、国の指針に従ってPFI手法の導入を優先的に進めているところであるが、特に技術職員が十分に配置されていない組織において導入を検討する際は、この点に十分配慮されたい。

## (5) 公営企業局

対象組織	ボートレース事業部 経営企画課、開催運営課、施設管理課、施設整備担当
監査の期間	平成31年4月1日から令和2年3月2日まで

### 第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

※ 事業名及び令和元年度当初予算額は、調査の便宜上、監査事務局にて細分化したものの。

#### 1 経営企画課

##### (1) 組織の役割

安定した経営基盤を確立し健全な経営を行うために、予算・決算の調整や、経営計画の総合的な企画及び立案並びに調整などを担い、円滑な事業執行を図る。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
全国モーターボート競走施行者協議会等負担金	381,117
総務業務	44,978
収入： 施設使用料	293,369

#### 2 開催運営課

##### (1) 組織の役割

広報・宣伝等のファンサービスや他場との受委託の管理等を行い、円滑なレース開催を実現しつつ売上の向上を目指す。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
場外発売委託事業	2,216,080
電話投票事業	1,026,044
ファンサービス関係事業	563,651
競艇場警備関係事業	291,750
開催運営事業	237,535
競艇場施設整備事業	97,487
開催資金	-

#### 3 施設管理課

##### (1) 組織の役割

ボートレース事業が安全・円滑に行われるよう、施設を維持管理し、設備改修・工事等を行う。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
競艇場施設維持管理事業	574,580
競艇場施設整備事業	203,658
ボート・モーター維持管理事業	186,027
収入： 用地使用料・店舗等使用料	9,316

#### 4 施設整備担当

##### (1) 組織の役割

魅力ある快適な施設環境の確保、来場者の実態に即した施設のコンパクト化、周辺地域への貢献をコンセプトに、施設の大規模改修を行う。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
競艇場施設改修及びサンプルピア増築事業	202,328

## 第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託において契約事務の誤りや履行確認の不備といった事例が見られた。また、金庫内の金券等について管理が不十分なものがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

## (6) 教育委員会事務局

対象組織	社会教育部 社会教育課、歴博・文化財担当、スポーツ推進課、中央図書館
監査の期間	平成31年4月1日から令和2年3月2日まで

### 第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

#### 1 社会教育課

##### (1) 組織の役割

地域と学校との連携・協働事業、社会教育団体の活動支援等を実施し、社会教育活動や生涯学習社会の実現を推進する。また、人権教育・啓発の推進、青少年の非行化の未然防止を図る。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
少年補導活動事業	18,384
学社連携推進事業	7,910
人権啓発活動事業	3,481
人権啓発リーダー育成事業	1,286
P T A 連合会等補助金	340
成人教育事業	74

#### 2 歴博・文化財担当

##### (1) 組織の役割

文化財や歴史資料を調査・保存し、これらの資料を公開・活用し、地域の歴史に関する情報発信に取り組む。

##### (2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
城内まちづくり整備事業	1,029,625
歴史資料保存公開事業	5,424
文化財保護啓発事業	4,636
施設維持管理事業	3,683
文化財収蔵庫維持管理事業	3,160
田能遺跡サポーター養成事業	200

#### 3 スポーツ推進課

##### (1) 組織の役割

市民が日常生活の中で生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康の保持・増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生きがいのある生活ができるよう、各種事業を推進しスポーツ振興体制の整備を展開する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
学校開放事業	81,481
ふれあいスポーツ推進事業	35,328
スポーツ大会事業	11,237
「スポーツのまち尼崎」促進事業	8,814
学校プール開放事業	4,239
市民スポーツ振興事業	2,953
生涯スポーツ・レクリエーション事業	617
歳入： 社会体育施設使用料	59,097

#### 4 中央図書館

(1) 組織の役割

図書館サービス網を形成し、資料の貸出、調査相談等の図書館サービスを提供することで、市民の生涯学習の充実を図る。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和元年度当初予算(千円)
施設維持管理事業	68,699
図書等購入事業	33,225
図書館サービス網関係事業	23,854
歳入： 社会教育施設使用料	1,319

## 第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、速やかに所要の措置を講じられたい。

### 委員措置要求事項

#### <図書館行政における目標設定について>

〔中央図書館〕

##### 1 施策評価の目標指標について

###### (1) 概要

本市では、総合計画に示された各施策における取組を進めるにあたって、各年度の取組状況を振り返り、事業の見直しや新たな政策立案を行うため、施策別に評価等を実施し、次年度の予算編成につなげるとしている。

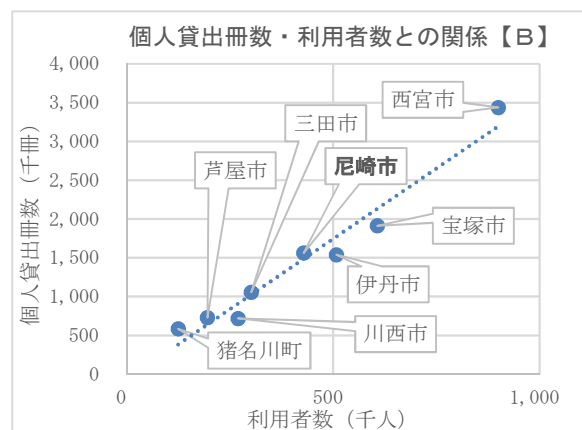
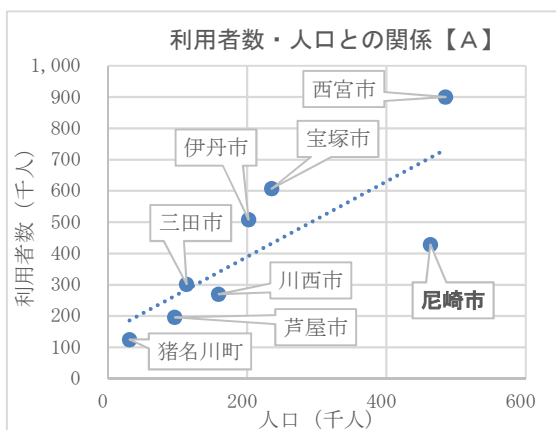
施策評価表の「施策 02 生涯学習」の目標指標のうち、図書館に係る目標指標は「学習を活かせる講座の受講者数」と「図書の貸出冊数」の2項目が設定されている。

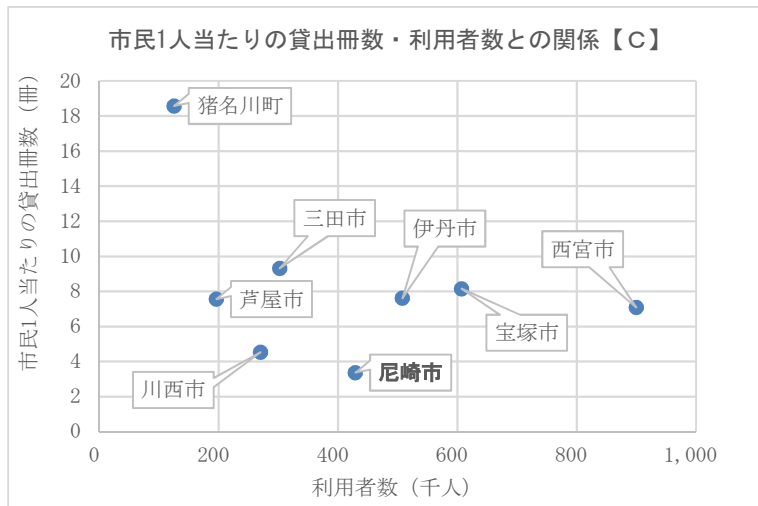
###### (2) 問題点

今年度策定の教育振興基本計画では、市民1人当たりの貸出冊数が中核市平均と比較して少ないという課題認識が示されており、図書に親しむ機会の創出に向けて取り組むとしているなか、施策評価において「図書の貸出冊数」という目標指標では、他都市と比較した場合の「人口に対する利用者数の割合が小さい」という本市の特質が反映されていないという状態である。

$$\frac{\text{利用者数}}{\text{市町人口}} \text{【A】} \times \frac{\text{個人貸出冊数}}{\text{利用者数}} \text{【B】} = \text{市民1人当たりの貸出冊数【C】}$$

※利用者数：個人貸出者の延べ人数





市町名	人口 (千人)	蔵書冊数 (千冊)	利用者数 (千人)	個人貸出冊数 (千冊)	図書費 (千円)	人口に対する利用者数比率 (%)	利用者1人当たりの貸出数 (冊)	市民1人当たり		
								蔵書冊数 (冊)	貸出冊数 (冊) 【C】	図書費 (円)
尼崎市	463	763	429	1,562	29,046	92.8	3.64	1.65	3.37	62.8
西宮市	485	1,062	900	3,437	49,120	185.5	3.82	2.19	7.08	101.2
芦屋市	96	392	196	729	25,012	203.0	3.72	4.07	7.56	259.5
伊丹市	202	603	508	1,539	37,500	251.1	3.03	2.98	7.61	185.5
宝塚市	235	662	607	1,912	37,203	258.7	3.15	2.82	8.15	158.5
川西市	159	322	270	719	17,081	189.9	2.66	2.03	4.53	107.5
三田市	113	388	302	1,056	22,862	265.8	3.50	3.42	9.31	201.5
猪名川町	31	351	125	585	13,000	396.5	4.68	11.14	18.58	412.8

※平成29年度実績 阪神間7市1町 蔵書冊数等データ

## 2 図書等購入事業の事務事業シート指標について

### (1) 概要

より効果的な行政運営に資することを目的に、市が実施している事務事業の成果を客観的な指標（数値化されたもの）等を活用して評価し、その評価結果をもとに事務事業の見直しを実施しており、施策評価の基礎資料としても活用している。

図書等購入事業に係る事務事業シートにおいては、図書館所蔵資料数（＝蔵書冊数）を目標指標としており、一定の購入数を確保することで蔵書冊数が目標指標を下回らないように購入している。

### (2) 問題点

他都市とのデータ比較において、図書費が増加すると蔵書冊数も貸出冊数も増加する傾向にあるが、所管組織としては本市の図書収容能力は既に限界の状態であると考えており、蔵書冊数も図書費も増やすことができない。したがって、蔵書冊数を目標指標とすることには意味



がない。

図書の購入にあたっては、図書館には資料収集という役割もあり、貸出冊数の増加のために市民受けする図書ばかり購入するわけにはいかないものの、多くの市民の多様な利用目的に応えられるようラインアップを工夫することが求められる。

◎本市の蔵書冊数の推移

(単位：千冊)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
蔵書冊数	738	751	762	763	755

### 3 指定管理者の活動評価指標について

#### (1) 概要

本市では、尼崎市立北図書館（以下、「北図書館」という。）に指定管理者制度を導入している。指定管理者の毎年度の管理運営状況について、施設所管組織が調査の上でモニタリング評価を行っており、次年度以降の業務改善に活かしている。

#### (2) 問題点

評価の裏付けとなるチェックリストを調査したところ、北図書館の指定管理業務において、活動評価指標が設定されておらず、以下の評価項目において、不適正なモニタリング評価が確認された。

##### ア サービス水準を数値で設定しているか

当該評価項目でいう「サービス」とは具体的に何を指し、どのような指標で評価しているのかを確認したところ、「図書館が社会教育施設という位置付けである以上、何をもってサービスが向上したかを一つの指標で測ることは難しいため、各年度に係る事業の成果を総合的に勘案して評価しており、明確な基準を設けていない。」とのことであった。

なお、今回調査した期間（平成 28～30 年度）の全ての年度で、当該項目は未達成と評価されていた。

##### イ 経費節減の数値目標を設定しているか

当該評価項目が、平成 28 年度のみ達成されていたことから、詳細を確認したところ、経費節減の目標設定の有無ではなく、指定管理者選定に際し実施されたプロポーザルの中で、指定管理者から経費節減目標に言及する趣旨の発言があったことを根拠にしていたものであった。

### 4 共通する課題

これらは全て、事業効果や業務の達成度を適正・適切に測る指標が設定されておらず、評価の基準が不明瞭であるという問題事例であるが、その背景としては、本市における図書館行政の目的が明確ではないことで、重視すべき施策・取り組むべき課題が曖昧となり、目標指標を設定し難い状況であることが挙げられる。

### 【求める措置】

本市図書館行政の目的を明確にし、実現のための具体的な方策を体系的に整備するとともに、市民ニーズについての調査・分析を踏まえた上で、施策評価、事務事業シート、指定管理者の活動評価といった各種評価において、本市の実情に則した目標指標を設定し、適切・適正な評価及び改善につながる仕組みを構築するよう求める。

このほか、社会体育施設の使用キャンセル時の施設使用料に係る規定に不備があった。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

## 令和元年度 財務・行政監査（工事監査） 〔監査の実施手順〕

令和元年度工事監査は、次の手順に従って実施した。

### 1 監査対象工事の選定

財務・行政監査の対象組織に限定せず全ての部局を対象に、平成30年4月1日から令和元年6月30日までの間に契約（予定含む）した工事のうち契約額1,000万円以上のものを抽出した上で、より“3E”（有効性、効率性、経済性）の視点を重視して次のとおりア～エの観点でリスク評価を行い、件数を絞り込み、監査対象工事を選定する。

#### ア 有効性の観点

有効性についてのリスクが低いと考えられる工事（原状回復が目的である修繕や更新工事、過去2年以内の工事監査対象と同様の工事等）を除き、当初目的とした効果が得られていないといったリスクが高いと考えられる工事を選定する。

#### イ 経済性の観点

随意契約の理由が想定されず競争原理が働いていない、又は分離発注を行い経費が高くなっている可能性があるといった工事を選定する。

#### ウ 効率性の観点

効率性は、費用と効果のバランスであり、有効性や経済性を見ることなく確認できないことから、有効性、経済性の検証を行う中で、当該工事の費用対効果が基準値（期待水準）と比較して確認する。

#### エ その他の観点

過去に事故が発生し適切な対策が行われているか、又は組織変更に伴い適切な引継ぎが行われているか、といった確認を要する工事を選定する。

### 2 監査における着眼点の設定

令和元年度の重点調査項目として、上記「1 監査対象工事の選定」における、ア～エの観点を設定する。

また、工事ごとに次の各段階において業務が適正・適切に行われているかについて、合規性・正確性に“3E”の観点を加えて着眼点を設定する。

下記に各段階の主な着眼点を示す。

#### (1) 計画

実施時期、実施規模は適切か。

#### (2) 設計・積算

法令等に適合しているか。事業目的に対し有効なものとなっているか。

#### (3) 施工・管理監督

仕様書等で定められた書類が適切に提出されているか。施工計画書が現場に対し有効なものとなっているか。

#### (4) 現地確認

現場標識等が適切に設置されているか。事業目的に対し有効な仕上がりとなっているか。

### 3 本調査の実施

2で設定した着眼点を中心に、工事関係図書の調査、現地調査、担当者等への質問等を行い、事実を検証する。これらの業務は協同組合総合技術士連合（※）へ委託して実施し、監査においてその技術上の意見を参考とする。

※ 協同組合総合技術士連合： 中小企業等協同組合法に基づき、技術者の国家資格である技術士によって構成された組合法人。

なお、技術士とは、技術士法第32条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者である。

### 4 現場実査の実施・委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、現場実査を行い、その後必要に応じて委員監査会を開催する。

# 工 事 監 査

監査の期間	平成31年4月1日から令和2年3月2日まで
-------	-----------------------

## 第1 監査対象工事

No.	工事名	契約額（円）	重点調査項目	所管組織
1	武庫の里小学校・武庫庄小学校空調設備整備工事	133,387,560	全館空調から個別空調の有効性	教育委員会事務局 施設担当部 設備整備担当
2	東園田町5丁目地内他雨水浸透管建設工事	16,629,840	浸透管の有効性	公営企業局 下水道部 建設課
3	平成30年度量水器更新工事	33,480,000	積算の経済性	公営企業局 水道部 管路維持課
4	江口取水場フェンス設置等工事	28,930,000	職種（土木、建築）の違いによる積算の経済性	公営企業局 水道部 浄水管理課
5	上食満公園フェンス設置工事	18,404,280	職種（土木、建築）の違いによる積算の経済性	都市整備局 土木部 公園維持課
6	大庄中継ポンプ場雨水棟ポンプ電気設備改築その4工事	49,017,960	分離発注の妥当性の確認（経済性）	公営企業局 下水道部 施設課
7	南塚口町1・3・4丁目配水支管布設工事	103,290,000	適切な対策の確認（事故事例から）	公営企業局 水道部 工務課
8	東園田町2・8・9丁目、椎堂1丁目配水支管布設工事	127,727,600	適切な対策の確認（事故事例から）	公営企業局 水道部 工務課
9	東難波住宅1・2号棟給水管改修工事	50,380,000	組織変更に伴う適切な引継ぎの確認	都市整備局 住宅部 住宅整備担当

## 第2 監査の結果

工事監査一覧表

No.	工 事 名 工事場所	工事概要	契約期間
1	武庫の里小学校・武庫庄小学校空調設備整備工事 尼崎市武庫の里1丁目4-1 尼崎市武庫之荘本町3丁目21-1	武庫の里小学校・武庫庄小学校空調設備整備工事 一式 航空機騒音等で設置した全館空調機器が30年～40年経過し冷房能力が著しく低下していることから個別空調方式に更新	H30. 5. 28   H31. 1. 31
2	東園田町5丁目地内他雨水浸透管建設工事 尼崎市東園田町5丁目66-1～88-7	道路土工 一式、構造物撤去工 一式、街渠復旧工 一式 排水構造物工 一式、舗装仮復旧工 一式、仮設工 一式 北部処理区内において、浸水対策の一環として浸透管等の雨水浸透施設を設置することにより、雨水の流出抑制を図るとともに、地下水を涵養し環境にやさしい都市づくりを目指す。	H30. 12. 17   H31. 3. 27
3	平成30年度量水器更新工事 尼崎市東向島東之町他48箇所	電磁式メーター更新 A50 27個、A65 2個、A75 5個、A100 5個、A125 4個 A150 2個、A200 3個、A300 1個 計量法に基づき、工業用水道の量水器49個を8年以内に交換	H30. 6. 5   H31. 3. 20
4	江口取水場フェンス設置等工事 大阪市東淀川区北江口4丁目 1	江口取水場敷地東側及び南側コンクリートブロック塀撤去、フェンス新設、植栽撤去	R1. 8. 27   R2. 1. 24
5	上食満公園フェンス設置工事 尼崎市食満2丁目16-1	擁壁工 一式、構造物撤去工 一式、 公園施設等撤去・移設工 一式、公園土工 一式 園路広場整備工 一式、管理施設整備工 一式、仮設工 一式	H31. 2. 25   R1. 7. 31
6	大庄中継ポンプ場雨水棟ポンプ電気設備改築その4工事 尼崎市元浜町4丁目78-6	大庄中継ポンプ場雨水棟のNo.8雨水ポンプの改築更新に伴う電気設備の改築更新 エンジンポンプ補機設備コントロールセンター機能増設、エンジンポンプ補機設備補助継電器盤の更新、No.8エンジンポンプ操作盤の更新、ポンプ補機補助継電器盤機能増設、雨水棟設備コントローラー盤機能増設、雨水棟LCD監視操作卓機能増設、LCD監視操作卓(1/2)機能増設、雨水棟計装変換器盤の更新	H30. 8. 6   H31. 3. 20
7	南塚口町1・3・4丁目配水支管布設工事 尼崎市南塚口町1・2・3・4・5丁目 及び東塚口町1丁目の各一部	○管布設工 DIP(GX) φ200 16.1m、DIP(GX) φ100 976.4m DIP(GX) φ75 130.9m、仕切弁36基、消火栓 6基 ○舗装工 アスファルト舗装 3,232㎡、インターロッキング 149㎡、付帯工 一式 ○既設管撤去及び埋殺し	H31. 4. 26   R1. 12. 19
8	東園田町2・8・9丁目、椎堂1丁目配水支管布設工事 尼崎市東園田町2・8・9丁目 及び椎堂1丁目の各一部	○管布設工 DIP(GX) φ250 1.7m、DIP(GX) φ200 92.8m、DIP(GX) φ150 143.4m、 DIP(GX) φ100 1049.0m、DIP(GX) φ75 142.3m、HPPE φ50 35.6m 仕切弁23基、消火栓 7基 ○舗装工 アスファルト舗装(車道) 4,287㎡、アスファルト舗装(歩道) 471㎡、インターロッキング 60㎡、付帯工 一式 ○既設管撤去及び埋殺し	H31. 4. 26   R2. 3. 11
9	東難波住宅1・2号棟給水管改修工事 尼崎市東難波町1丁目4-1・2	給水設備工事(給水管・給水ポンプ更新) 一式 電気設備工事 一式 上記設備工事に伴う建築工事 一式	R1. 9. 24   R2. 1. 22

重点調査項目		工事段階ごとの監査結果			
観点	監査結果	計画	設計・積算	施工・監理監督	現地確認
全館空調から個別空調の有効性	設計内容は適切であり、光熱費が前年に比べ低下していることから有効であった。	適正	おおむね適正	適正	適正
浸透管の有効性	維持管理計画が策定されており、現場巡視も強化され浸透管としての有効性の検証がなされていた。	おおむね適正	適正	おおむね適正	適正
積算の経済性	積算に際し経済性も考慮されており適切であった。しかし、次回の更新工事が8年ほど先になることから、適切な技術職員の配置及び事務引継ぎを行うよう要請した。（事務局改善要請事項）	適正	適正	適正	適正
職種（土木、建築）の違いによる積算の経済性	フェンス（種別：メッシュフェンスと格子フェンス）が異なるため、職種による比較が出来なかった。	適正	おおむね適正	おおむね適正	適正
職種（土木、建築）の違いによる積算の経済性	フェンス（種別：メッシュフェンスと格子フェンス）が異なるため、職種による比較が出来なかった。	適正	適正	適正	適正
分離発注の妥当性の確認（経済性）	当該工事及び関連する工事について、契約日に1か月程度しか差がなく経費削減や施工管理から一つの契約として発注すべきものであったことから、今後の工事発注業務を適正に執行するよう要請した。（委員改善要請事項）	おおむね適正	不適正	適正	適正
適切な対策の確認（事故事例から）	施工管理の確認のための「確認書」を新たに作成し、施工業者に提出を義務付けることで同じミスが起きないように対策がなされていた。	おおむね適正	適正	おおむね適正	適正
適切な対策の確認（事故事例から）	施工管理の確認のための「確認書」を新たに作成し、施工業者に提出を義務付けることで同じミスが起きないように対策がなされていた。	おおむね適正	適正	おおむね適正	適正
組織変更に伴う適切な引継ぎの確認	引き継がれた設計内容を改めて維持管理も行っている所管課で精査することで発注は遅れたが、より適切な設計となっていた。	適正	適正	適正	おおむね適正

監査の結果、対象工事の所管組織においては次の課題が検出されたので、記載のとおり取り組まれない。

## 委員改善要請事項

### <工事の分離発注について>

〔公営企業局下水道部施設課〕

#### 1 工事発注の現状

大庄中継ポンプ場雨水棟のポンプ設備について、機械設備（エンジン、減速機及び補機類）の更新と電気設備の更新、さらに機械設備等の更新に合わせたポンプ本体の改修を計画的（毎年度1台）に行っている。

「機械設備改築その3工事」及び「電気設備改築その3工事」は、当初、平成30年度予算で実施予定であったところ、29年度の国の補正予算で実施することとなったものである。それにより、31年度実施予定であった「機械設備改築その4工事」及び「電気設備改築その4工事」は30年度に前倒しし実施することになったものである。

「No.6ポンプ改修工事」は「機械設備改築その3工事」に合わせて、また、「No.8ポンプ改修工事」は「機械設備改築その4工事」に合わせて実施されている。

(単位：百万円)

工事名	契約日	工期	合算した設計金額	削減概算額※
機械設備改築その3工事	H30. 6. 5	H30. 6. 5 ~ H31. 2. 28	416	8
機械設備改築その4工事	H30. 6. 29	H30. 6. 29 ~ H31. 3. 20		
電気設備改築その3工事	H30. 6. 5	H30. 6. 5 ~ H31. 2. 28	87	2
電気設備改築その4工事	H30. 8. 6	H30. 8. 6 ~ H31. 3. 20		
No.6ポンプ改修工事	H30. 6. 5	H30. 6. 5 ~ H31. 2. 28	随意契約のため非開示	1
No.8ポンプ改修工事	H30. 6. 29	H30. 6. 29 ~ H31. 3. 20		
合計				11

※ 監査事務局の指示により、合併入札した場合の設計金額の削減額を下水道部施設課が試算した概算額

#### 2 問題点

同一建屋内で近接して実施された「機械設備改築その3工事」と「機械設備改築その4工事」、また、「電気設備改築その3工事」と「電気設備改築その4工事」は、合併入札とするなど一括契約し、2件のポンプ改修工事も同様に一括契約することで、設計金額を低く抑えることができたものであった。

しかしながら、決裁手続が年度替わりの前後であったこと、また、その年度替わりに所管局が変更（都市整備局→公営企業局）になったこと等の事情はあったものの、担当者をはじめ各決裁



者に一括発注によるコスト削減という意識が薄く、その結果、チェック機能が働かず分離発注となっていた。

なお、合併入札とすることで共通仮設費、現場管理費、一般管理費が1割程度安価となり、6件の工事全体では、11百万円程度（事業費の約2%）の設計金額の削減が見込まれるものであった。

#### **【要請の内容】**

「最少の経費で最大の効果を上げる」という事務執行の基本原則に則り、今後は工事発注業務を適切に執行するよう要請する。

このほか、計量法により8年ごとに施工される工業用水道の量水器更新工事について、その施工にあたり適切な技術職員の配置及び事務引継ぎを行うよう、監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。（事務局改善要請事項）



### 3 出資団体等監査及び指定管理者監査

## 凡 例

- 1 各表中・グラフ中・文中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 2 表中の符号の用法は次のとおりである。  
△： 減又はマイナス  
－： 該当数値なし
- 3 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。

## 令和元年度 出資団体等監査及び指定管理者監査 〔監査の実施手順〕

令和元年度出資団体等監査及び指定管理者監査は、次の手順に従って実施した。

### 1 監査対象団体の選定

出資団体等（出資団体、財政援助団体）及び指定管理者から、過去の監査実施状況、財務・行政監査との並行監査による効率性・有効性を考慮して監査対象団体を選定する。

#### (1) 出資団体等監査

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

（団体所管組織： 教育委員会事務局社会教育部スポーツ推進課）

#### (2) 指定管理者監査

ア 富松ナビ・みらい

〔 管理する施設： 尼崎市立富松住宅  
施設所管組織： 都市整備局住宅部住宅政策課 〕

イ 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

〔 (ア) 管理する施設： 記念公園  
施設所管組織： 都市整備局土木部公園維持課  
(イ) 管理する施設： 尼崎市立社会体育施設（屋内プール・地区体育館）  
施設所管組織： 教育委員会事務局社会教育部スポーツ推進課  
(ウ) 管理する施設： 尼崎市立中央地区会館（現：尼崎市立中央南生涯学習プラザ）  
施設所管組織： 総合政策局中央地域振興センター中央地域課 〕

ウ 株式会社図書館流通センター

〔 管理する施設： 尼崎市立北図書館  
施設所管組織： 教育委員会事務局社会教育部中央図書館 〕

### 2 監査における着眼点の設定

監査の種類ごとにリスク仮説を設定し、そのリスク仮説に基づいた予備調査（資料入手、対象団体・団体所管組織・施設所管組織への照会等）を行い、その結果を踏まえ、リスク仮説ごとに検証すべき事項としての着眼点を設定する。

※ 各着眼点を設定した対象団体を（ ）内に記載している。

富 松： 富松ナビ・みらい

事業団： 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

図書館： 株式会社図書館流通センター

#### (1) 出資団体監査（事業団）

出資者としての対象団体への関与が適切に行われていない

【着眼点】

ア 市施策の方向性における外郭団体手法の有効性・効率性・経済性が確保されているか。

対象団体の経営が適切に行われていない

【着眼点】

ア 団体の使命を果たしているか。

イ 事業の効率性、経済性を確保し、経営の健全性に向けて運営しているか。

## (2) 指定管理者監査

協定書等が、指定管理者制度の趣旨を踏まえた内容となっていない

【着眼点】

ア 制度の趣旨を踏まえた管理運営が行われているか。(富松)

イ 施設の本来の目的はどのようなものか。(事業団)

ウ 公募しないことについては制度の趣旨を踏まえると適切なのか。(事業団)

エ 施設所管組織は適切であるか。(事業団)

オ 施設所管組織に、当該施設の目指すビジョンと指定管理者に求めるノウハウが明確に認識されているか。(事業団)

カ 制度の趣旨に基づく指定管理者選定の枠組みが設定されているか。(図書館)

指定管理事業と自主事業の区分及び手続が、制度の趣旨に照らして適切でない

【着眼点】

ア 民間の創意工夫を活かせる自主事業の区分及び手続が適切に定められているか。(事業団)

イ 自主事業に指定管理料が充てられていないか。(事業団)

指定管理料の積算根拠が適切でない

【着眼点】

ア 指定管理料の積算根拠は適切か。(富松、事業団、図書館)

協定書等に必要な報告事項の定めがない、又は報告事項が適切に報告されていない

【着眼点】

ア 協定書等に必要な報告事項が定められ、報告事項が適切に報告されているか。(富松、事業団)

イ 協定書に定める報告事項が、市民サービス向上の観点から十分かつ適切であるか。(図書館)

収支報告書が、業務の実態把握に活用されていない

【着眼点】

ア 収支報告書を業務の実態把握に活用しているか。(富松、事業団、図書館)

モニタリング(監視・評価・是正)が適切に行われていない

【着眼点】

ア 履行に対して施設所管組織は監視を適宜行っているか。(富松、事業団、図書館)

イ 施設所管組織によるモニタリング評価は、適切な評価項目に基づき行われているか。(富松、事業団、図書館)

ウ 評価結果や報告を踏まえ、是正は適切に行われているか。(富松、事業団、図書館)

### 3 本調査の実施

着眼点を中心に、対象団体、団体所管組織、施設所管組織、制度所管組織の担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

### 4 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から団体所管組織、施設所管組織、必要に応じ対象団体、制度所管組織の所属長(又は責任者)に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認する。

### 5 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、必要に応じて委員監査会を開催する。

## 出資団体監査・指定管理者監査

### 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

【記念公園、尼崎市立社会体育施設（屋内プール・地区体育館）、尼崎市立中央地区会館（現：尼崎市立中央南生涯学習プラザ）】

対 象 団 体	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団	
団 体 所 管 組 織	教育委員会事務局社会教育部スポーツ推進課	
指 定 管 理	管理する施設	① 記念公園 ② 社会体育施設（屋内プール・地区体育館） ③ 中央地区会館（現：中央南生涯学習プラザ）
	施設所管組織	① 都市整備局土木部公園維持課 ② 教育委員会事務局社会教育部スポーツ推進課 ③ 総合政策局中央地域振興センター中央地域課
	制度所管組織	総合政策局協働部協働推進課
監 査 の 期 間	平成 31 年 4 月 23 日から令和 2 年 3 月 2 日まで	

## 第 1 監査の対象

監査の対象は、平成 30 年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて 29 年度以前及び令和元年度についても対象とする。

- ① 対象団体における出納その他の執行事務
- ② 対象団体の所管組織及び上記施設の所管組織の執行事務のうち、対象団体に係る事務
- ③ 指定管理者制度所管組織の執行事務

## 第 2 概要

### 1 対象団体

名 称 (所在地)	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 (尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号)
設 立	広く体育・スポーツの振興を図ることにより、住民の心身の健全な発達と、明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に、昭和 58 年 1 月に財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が設立され、公益法人制度改革により平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行し、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団と改称した。
組 織	評議員： 6 人 役員： 理事長、理事 4 人、監事 2 人 職員： 318 人（非常勤職員 228 人含む）  (平成 31 年 3 月末日現在)



市との関係	出 え ん 額	尼崎市出えん金 1 億円 (83.3%) 事業団繰入金 2 千万円
	役員の兼務等	評議員、理事長 (派遣)、監事、事務局長 (派遣)
	そ の 他	・スポーツクラブ尼崎 WOODY 昭和 63 年 4 月設置、建物は自己所有、土地は大井戸公園用地 (3,040 m <sup>2</sup> ) を年額 22,618 千円 (平成 30 年度決算) で、市から借り受けている。
	他の指定管理事業	尼崎市立青少年いこいの家
事業内容	(1) スポーツ教室、競技会等スポーツ行事の開催 (2) スポーツ指導員の派遣 (3) スポーツ指導者の養成及びスポーツに関する競技水準の向上 (4) 自然体験活動及び集団生活に関する指導 (5) 社会体育施設等の管理運営 (6) スポーツクラブの設置及び管理運営 (7) 体育・スポーツに関する調査研究及び情報提供 (8) その他設立目的を達成するために必要な事業	

## 2 主要事業の実績 (平成 30 年度)

(単位: 千円)

区分	主 な 事 業 名	経常収益	経常費用	当期経常増減額
公益目的事業	・社会体育施設等管理運営事業	429,950	432,181	△2,231
	・スポーツ教室等開催事業	663,454	671,636	△8,183
	・スポーツ振興基金事業	7,131	6,465	665
	・共通公益事業	4,064	5,694	△1,630
	合 計	1,104,598	1,115,977	△11,379
収益事業等	・用品販売等事業	36,046	20,616	15,430
	・その他施設管理運営事業	31,744	31,749	△5
	・競技力向上等助成事業	1,567	1,377	190
	・共通収益事業	75	1,046	△971
	合 計	69,432	54,787	14,645
法人会計	・法人会計	5,844	6,531	△687
合 計		1,179,873	1,177,295	2,579

### 3 経営状況

〔正味財産増減計算書〕

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
経常収益	1,114,352	1,110,252	1,165,720	1,161,797	1,179,873
公益目的事業会計	1,040,483	1,037,034	1,091,333	1,083,222	1,104,598
収益事業等会計	67,712	67,068	68,872	72,585	69,432
法人会計	6,156	6,150	5,515	5,990	5,844
経常費用	1,110,025	1,100,162	1,163,742	1,163,874	1,177,295
公益目的事業会計	1,049,747	1,039,760	1,103,781	1,101,799	1,115,977
収益事業等会計	52,145	52,138	52,417	54,830	54,787
法人会計	8,133	8,264	7,544	7,245	6,531
当期経常増減額	4,327	10,090	1,978	△ 2,077	2,579
公益目的事業会計	△ 9,263	△ 2,726	△ 12,448	△ 18,577	△ 11,379
収益事業等会計	15,567	14,929	16,456	17,755	14,645
法人会計	△ 1,977	△ 2,114	△ 2,029	△ 1,255	△ 687
2 経常外増減の部					
経常外収益	11,716	0	0	3,437	0
経常外費用	0	2,839	0	0	0
当期経常外増減額	11,716	△ 2,839	0	3,437	0
法人税・住民税及び事業税	2,096	2,113	2,444	2,245	1,983
当期一般正味財産増減額	13,947	5,139	△ 466	△ 885	596
一般正味財産期首残高	2,132,594	2,146,541	2,151,680	2,151,213	2,150,328
一般正味財産期末残高	2,146,541	2,151,680	2,151,213	2,150,328	2,150,925
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,246,541	2,251,680	2,251,213	2,250,328	2,250,925

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下P.98まで「事業団」という。）の平成30年度決算においては、当期一般正味財産増減額は596千円の黒字となっており、平成28・29年度の2年連続の赤字から脱却している。

平成26～30年度の5年間では、指定管理者事業（記念公園・社会体育施設）及びその指定管理施設で行う自主事業、市の委託事業、スポーツクラブ事業等が含まれる公益目的事業と、用品販売等事業、地区会館管理運営事業（中央地区会館）、競技力向上等助成事業等が含まれる収益事業等の収支は、おおむね横ばいで推移している。

その結果、当期一般正味財産増減額においても、おおむね横ばいであることから、正味財産期末残高は22億5千万円前後で推移しており、平成26～30年度の経営状況は大きな変動がない状況である。

#### 4 財政状態

[比較貸借対照表 (各年度末現在)]

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度	対前年度増減 (H30-H29)
(資産の部)			
流動資産	187,757	148,514	△ 39,243
うち現金預金	171,835	129,696	△ 42,139
うち未収金	11,991	12,759	769
固定資産	2,539,268	2,551,923	12,655
基本財産	120,000	120,000	0
特定資産	1,684,511	1,741,753	57,242
うち退職給付引当資産	300,596	315,221	14,624
うち減価償却引当資産	383,915	426,532	42,618
その他固定資産	734,757	690,170	△ 44,587
うち建物	388,088	355,599	△ 32,489
うち什器備品	16,804	11,587	△ 5,217
うち投資有価証券	75,753	70,916	△ 4,836
<b>資産合計</b>	<b>2,727,025</b>	<b>2,700,437</b>	<b>△ 26,588</b>
(負債の部)			
流動負債	172,579	133,012	△ 39,567
うち未払金	112,435	77,785	△ 34,650
固定負債	304,118	316,501	12,383
うち退職給与引当金	300,596	315,221	14,624
<b>負債合計</b>	<b>476,696</b>	<b>449,513</b>	<b>△ 27,184</b>
(正味財産の部)			
指定正味財産	100,000	100,000	0
一般正味財産	2,150,328	2,150,925	596
<b>正味財産の部合計</b>	<b>2,250,328</b>	<b>2,250,925</b>	<b>596</b>
<b>負債・正味財産合計</b>	<b>2,727,025</b>	<b>2,700,437</b>	<b>△ 26,588</b>

平成30年度決算においては、資産総額及び負債・正味財産合計は27億437千円で、前年度に比べ26,588千円減少している。主な増減は次のとおりである。

##### ア 資産勘定

資産総額の減は、主に減価償却引当資産等の特定資産が57,242千円増加しているものの、減価償却によって建物等のその他固定資産が44,587千円減少したこと、及び未払金の減少によって流動資産の現金預金が42,139千円減少したことによるものである。

##### イ 負債勘定

負債総額の減は、主に退職給与引当金が14,624千円増加したものの、未払金が34,650千円減少したことによるものである。

## 5 指定管理

### (1) 記念公園

#### ア 施設

名 称	記念公園
所 在 地	尼崎市西長洲町1丁目4番1号
設置条例等	尼崎市都市公園条例、同施行規則
設 置 目 的	—
土 地	敷地面積 108,540.54 m <sup>2</sup>
建 物	総合体育館 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上3階地下1階建 延床面積 14,677.58 m <sup>2</sup>
主 要 施 設	有料公園施設（総合体育館、陸上競技場、補助陸上競技場、野球場、テニスコート）及び一般園地
利 用 時 間	総合体育館 午前9時から午後9時まで 総合体育館以外の有料公園施設 午前8時から午後9時まで
休 館 日	総合体育館 月曜日（祝日の場合は翌平日）、12月29日から1月3日 総合体育館以外の有料公園施設 12月29日から1月3日

#### イ 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
監 査 対 象 団 体 の 指 定 期 間	平成18年4月1日～平成21年3月31日 平成21年4月1日～平成24年3月31日 平成24年4月1日～平成29年3月31日 平成29年4月1日～令和4年3月31日
条例に定める業務範囲	(1) 記念公園における行商、募金、出店等の(条例に定める)行為及び有料公園施設の利用(付属設備の利用を含む。)の許可、その取消しその他記念公園の利用に関する事。 (2) 記念公園における行商、募金、出店等の(条例に定める)行為及び有料公園施設の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する事。 (3) 記念公園の施設及び付属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が必要と認める業務
協定に定める業務内容	(1) 運営管理業務 ア 公園の利用案内・受付 イ 要望・苦情対応 ウ 園内巡視・利用指導(ホームレス対策含む。) エ 拾得物・残置物処理 オ 関係機関等との各種連絡調整 カ 管理報告書の作成 (2) 公園内行為及び有料公園施設の利用許可・取消し等業務

	(3) 使用料の徴収、減免及び還付等に関する業務 (4) 施設・設備の維持管理業務 (5) 施設を利用した自主事業の実施
選 定 方 法	非公募
自主事業の有無	有

ウ 指定管理料（平成 30 年度）

（単位：円）

	金 額		
		本体価格	消費税及び地方消費税
指 定 管 理 料	231,963,320	214,780,852	17,182,468

(2) 社会体育施設

ア 施設

名 称	尼崎市立社会体育施設（屋内プール、中央・小田・大庄・立花・武庫・園田体育館）	
所 在 地	屋 内 プ ー ル	尼崎市西御園町 93 番地の 2
	中 央 体 育 館	尼崎市西御園町 93 番地の 2
	小 田 体 育 館	尼崎市潮江 1 丁目 15 番 3 号
	大 庄 体 育 館	尼崎市菜切山町 20 番地
	立 花 体 育 館	尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
	武 庫 体 育 館	尼崎市武庫之荘 8 丁目 17 番 5 号
	園 田 体 育 館	尼崎市食満 2 丁目 1 番 1 号
設置条例等	尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例、同施行規則	
設置目的	スポーツを愛好する市民に対するスポーツの実技指導、研修等を通じて、スポーツの推進を図るため。	
土 地	屋 内 プ ー ル	敷地面積 6,279.01 m <sup>2</sup> （複合施設全体）
	中 央 体 育 館	
	小 田 体 育 館	敷地面積 892.22 m <sup>2</sup> （債地 6,681.49 m <sup>2</sup> のうちの所有面積）
	大 庄 体 育 館	敷地面積 2,016.82 m <sup>2</sup>
	立 花 体 育 館	敷地面積 10,266.83 m <sup>2</sup> （複合施設全体）
	武 庫 体 育 館	敷地面積 2,938.86 m <sup>2</sup>
	園 田 体 育 館	敷地面積 3,565.07 m <sup>2</sup> （複合施設全体）
建 物	屋 内 プ ー ル	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地上 4 階地下 1 階建 延床面積 2,557.04 m <sup>2</sup> （うち専用部分 1,496.91 m <sup>2</sup> ）
	中 央 体 育 館	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地上 4 階地下 1 階建

		延床面積 1,964.99 m <sup>2</sup> (うち専用部分 1,150.32 m <sup>2</sup> )
	小田体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 延床面積 2,019.88 m <sup>2</sup>
	大庄体育館	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1,432.15 m <sup>2</sup>
	立花体育館	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1,607.93 m <sup>2</sup> (うち専用部分 1,523.43 m <sup>2</sup> )
	武庫体育館	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1,325.13 m <sup>2</sup>
	園田体育館	鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 1,428.29 m <sup>2</sup> (うち専用部分 1,192.85 m <sup>2</sup> )
利用時間	午前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は午後5時15分まで)	
休館日	月曜日(体育の日にあたるときはその翌日)、12月29日から1月3日	

イ 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
監査対象団体の指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日 平成21年4月1日～平成24年3月31日 平成24年4月1日～平成29年3月31日 平成29年4月1日～令和4年3月31日
条例に定める業務範囲	(1) 体育施設が行う事業の実施に関すること。 (2) 利用許可、その取消しその他体育施設の利用に関すること。 (3) 体育施設の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 (4) 体育施設の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 (5) その他教育委員会が必要と認める業務
協定に定める業務内容	(1) 施設の管理・運営業務 ア 施設利用者の受入れ及び使用料等の収納(使用許可・取消し、使用料の徴収・減免・還付等) イ スポーツ用品の貸出業務 ウ 自主事業開催等集客促進業務 エ スポーツ関連資料の提供業務 オ 臨時開館の取扱い (2) 施設、付帯設備及び物品の維持管理業務 (3) 共催事業 (4) 指定管理業務付随事業(スポーツ関連物品の販売)〔任意〕 (5) 自主事業〔任意〕 (6) その他業務(委託者及び関係機関との連絡・調整業務等)
選定方法	非公募

自主事業の有無	有
---------	---

ウ 指定管理料（平成 30 年度） （単位：円）

	金額		
		本体価格	消費税及び地方消費税
指定管理料	255,817,000	236,867,593	18,949,407

(3) 中央地区会館（現：中央南生涯学習プラザ）

ア 施設

名称	尼崎市立中央地区会館（現：尼崎市立中央南生涯学習プラザ）
所在地	尼崎市西御園町 93 番地の 2 サンシビック尼崎内
設置条例等	尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例、同施行規則 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	（地区会館）市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供する施設 （プラザ）市民が、生涯にわたって、教養の向上等を図ることができるとともに、相互に協力して学びを活かした活動をすることができるよう、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 12 条第 1 項の規定により奨励されるべき社会において行われる教育その他の生涯学習の拠点及び自治のまちづくりを支える拠点となる施設
土地	敷地面積 6,279.01 m <sup>2</sup> （複合施設全体）
建物	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地上 4 階地下 1 階建 延床面積 1,776.70 m <sup>2</sup> （うち専用部分 898.02 m <sup>2</sup> ）
主要施設	貸室（ホール、教室、大会議室、小会議室、大広間、茶室、料理教室）
利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで
休館日	月曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日

イ 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
監査対象団体の指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
条例に定める業務範囲	中央地区会館 (1) 利用許可、その取消しその他会館の利用に関すること。 (2) 会館の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 (3) 会館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。

	<p>(4) その他市長が必要と認める業務 中央南生涯学習プラザ</p> <p>(1) 実際生活に即する教育、学術又は文化に関する事業の実施に関すること。 ア 各種講座の開設及び講演会、展示会等の開催 イ 学びに関する情報の収集及び提供 ウ 学びを活かした活動の促進及び当該活動を行う団体の育成 エ 集会又はレクリエーションの場の提供 オ 市民相互の交流の促進 カ その他市長が必要と認める事業</p> <p>(2) 利用許可、その取消しその他プラザの利用に関すること。 (3) プラザの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 (4) プラザの施設及び付属設備の維持管理に関すること。 (5) その他市長が必要と認める業務</p>
協定に定める業務内容	<p>中央地区会館（平成 30 年度協定）</p> <p>(1) 施設の利用許可に係る事務 (2) 尼崎市公共施設予約システムの運用に関する業務 (3) 施設の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する業務 (4) 施設及び備品の維持管理業務 (5) 施設及び備品で、1 件 50 万円未満の補修工事及び修繕業務 (6) 図書学習室の利用（貸出し、閲覧等）及び統計に係る業務 (7) 避難場所の開設及び運営に係る業務</p> <p>中央南生涯学習プラザ（令和元年度協定）</p> <p>(1) 利用の許可等に関する業務 (2) 本件施設の入場者等に関する業務 (3) 使用料の徴収、減免及び還付に関する業務 (4) 施設及び付属設備の維持管理等に関する業務 (5) 図書スペース・図書室の運営に関する業務 (6) 本件施設に係る尼崎市公共施設予約システムの運用に関する業務 (7) 施設の利用状況等の統計に関する業務 (8) 施設の広報に関する業務 (9) 地域振興センターが行う事業等の受付補助に関する業務</p>
選 定 方 法	非公募
自主事業の有無	有



## ウ 指定管理料（平成 30 年度）

（単位：円）

	金 額		
		本体価格	消費税及び地方消費税
指 定 管 理 料	29,487,529	27,303,268	2,184,261

### 第3 監査の結果

監査の結果、対象団体及び対象組織においては次の課題が検出された。委員措置要求事項について速やかに所要の措置を講じられるとともに、委員改善要請事項について記載のとおり取り組まれたい。

#### 【出資団体監査】

#### 委員措置要求事項 1

##### <決算における「事業間の人件費年度末調整」について>

〔事業団、教育委員会事務局、都市整備局、総合政策局〕

#### 1 平成30年度決算について

事業団における総勘定元帳を確認したところ、事業ごとに従事する職員の人件費（給料手当・臨時雇賃金・福利厚生費・退職給付費用）が毎月経理されているが、年度末に事業間で合理的な基準に基づかずに人件費を増減する振替処理（以下「年度末調整」という。）がなされており、年度末調整後の決算額（公表ベース）をもって、監事の監査を受けた上で、理事会・評議員会の承認を受け、本市・兵庫県（公益法人認定）への報告や法人税等の税務申告をしている。

項目	公益目的事業	収益事業等	法人会計	合計
実態ベース	△ 10,090	12,906	△ 237	2,579
年度末調整	△ 1,289	1,739	△ 450	0
公表ベース	△ 11,379	14,645	△ 687	2,579

平成30年度決算 当期経常増減額 (単位：千円)

<参考>会計区分ごとの事業数：公益目的事業18、収益事業等6、法人会計1

年度末調整には合理的な基準がないため、事業ごとの決算額は事業の実態を反映しておらず、適正に表示されていない。

「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）によると、公益法人認定法第5条第2号関係において、①財政基盤の明確化、②経理処理・財産管理の適正性、③情報開示の適正性が、公益財団法人に求められている。

なお、兵庫県からは、「配賦割合が明確でないのは好ましくはないが、過去からおおむね同程度の人件費割合が継続しており、かつ収支相償（含む赤字）に反していないため、この年度末調整の行為をもって直ちに認定法（※）に抵触するとまでは言い切れない」、尼崎税務署からは、「収益事業等における法人税等の過払いに対する修正申告については、年度末調整額の根拠等が不明であるため、受理し難い」との主旨の回答を得ている。

※ 正式名： 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

また、団体所管組織に対しては、決算を迎えるまでに事業団からの経営状況などの報告、相談、協議等はなく、年度末の報告のみといった状況である。

2 公益目的事業における年度末調整について

公益目的事業の年度末調整は、次のとおりである。

平成30年度決算 当期経常増減額（公益目的事業の内訳）（単位：千円）

項目	社会体育施設等 管理事業	スポーツ教室等 開催事業	スポーツ振興基 金事業	共通公益事業	合計
実態ベース	△ 126	△ 9,225	665	△ 1,405	△ 10,090
年度末調整	△ 2,106	1,042	0	△ 225	△ 1,289
公表ベース	△ 2,231	△ 8,183	665	△ 1,630	△ 11,379

また、公益目的事業の主たる事業である社会体育施設等管理運営事業とスポーツ教室等開催事業の間での年度末調整は、次のとおりである。

平成30年度決算 当期経常増減額（社会体育施設等管理運営事業・スポーツ教室等開催事業）（単位：千円）

会計 区分(※)	事業区分	実態ベース	年度末 調整	公表ベース	平成29年度 公表ベース	平成30年度 予算額	パターン
※ 施設管理：社会体育施設等管理運営事業 教室開催：スポーツ教室等開催事業							
○非公募選定による指定管理事業等							
施設管理	記念公園管理運営事業	13,593	△ 13,514	80		0	A
	屋内プール管理運営事業	4,777	△ 4,750	27		0	
	地区体育館管理運営事業	580	△ 500	80		0	
教室開催	屋内プール事業	5,375	3,690	9,065	10,032		B
	地区体育館事業 ★	40,386	△ 25,158	15,228	20,247		
	総合体育館事業	2,792	△ 1,751	1,041	1,338		
合計		67,504	△ 41,982	25,522			
○随意契約による本市委託事業							
教室開催	トレーニング指導等事業	△ 7,267	7,267	0		0	A
	スポーツのまち尼崎促進事業	△ 607	607	0		0	
	合計	△ 7,873	7,873	0		0	
○公募選定による指定管理事業等							
施設管理	いこいの家管理運営事業	△ 8,191	8,200	9			C
	猪名川町スポーツ施設管理運営事業	△ 5,976	5,170	△ 806			
	猪名川町B&G海洋センター管理運営事業	△ 4,909	3,288	△ 1,621			
教室開催	いこいの家事業	164	0	164			C
	猪名川町スポーツ施設事業	350	0	350			
	猪名川町B&G海洋センター事業	△ 7,037	10,152	3,115			
合計		△ 25,599	26,810	1,211			
○事業団独自事業							
教室開催	スポーツクラブ事業（WOODY）	△ 46,175	8,400	△ 37,775	△ 31,022		B
	指導者派遣事業	2,793	△ 2,165	628	10		
	合計	△ 43,382	6,235	△ 37,147			
施設管理合計		△ 126	△ 2,106	△ 2,231			
教室開催合計		△ 9,225	1,042	△ 8,183			

★ 自主事業（健康づくり教室、スポーツプラザ）と称しながら市が指定管理料を支払っている事業、及び本来の自主事業（サルススポーツ教室等）の両事業が含まれている。

主に、次の観点に基づき年度末調整が行われている。（監査事務局分析ベース）  
→事業団確認済

- パターンA：当初予算に合わせた調整
- パターンB：前年度の決算額を踏まえた調整
- パターンC：次期公募選定への影響を考慮した調整

このように、非公募選定による指定管理事業等から得た利益を、主に公募選定による指定管理事業等やスポーツクラブ事業（WOODY）の赤字に補てんしている（ただし、スポーツクラブ事業（WOODY）については赤字拡大を調整しきれていない）。

<参考>「年度末調整」を行った理由（事業団からの回答要旨）

年度末調整については、データで確認できるのが平成18年度以降であるが、それよりかなり以前から恒常的に実施されている。

当時の管理委託制度において年度末調整を行ってきた理由については、人事異動等による配置職員の関係上、予算額と決算額にかい離が生じていたためである。精算方式であったが、不足が生じた場合、請求行為を行うものの補充されない慣行であった。

このようなことから、当時の事業団理事から当該不足額については市に要求すべきとの意見があったが、事業団全体でみるとおおむね収支均衡が図れていることから、市に過剰な負担をかけないようにするために、各事業費での収支均衡が図れるよう年度末調整を行っていたという経緯がある。このような状況のなか、事業団自らの取組として人件費の削減や自主事業の収益拡大を図るなど収支改善に努めてきた。

一方、外郭団体の自立経営が促進されるなか、市の財政支援に依存しない事業運営を目指し、近隣他都市の指定管理施設の公募にも積極的に挑戦することになったが、公募選定による指定管理施設を獲得するためには提案価格を抑制（人件費の抑制）する必要があった。

しかしながら、職員の実配置については、経営上の実績をあげる必要があったこと等から、経験豊富な正規職員を配置したため、管理経費に不足が生じる状況となった。

そのため、実際の指定管理料の収支報告をすることは、次回以降の選定に影響を及ぼすとの判断から全体での配置経費（人件費）を収支均衡するように調整している。

### 3 指定管理施設における収支報告（指定管理料）について（平成30年度決算）

非公募選定である記念公園、屋内プール、地区体育館、中央地区会館の指定管理施設における収支報告において、次のとおり、施設所管組織へ実態と異なる報告をしている。

[a]～[f]は、P.82【参考】平成30年度決算 当期経常増減額一覧による（単位：千円）

施設名	記念公園 ※[a]+[f]	屋内プール [b]	地区体育館 [c]+[d]	中央地区会館 [e]	合計
収支（実態）	13,665	4,777	580	△ 4,538	14,484
年度末調整	△ 13,650	△ 4,750	△ 500	4,550	△ 14,350
収支（報告）	15	27	80	12	134

※ [a] 雑収益65千円は含まれていない。

なお、地区体育館の詳細については、P.89～92 **委員措置要求事項 2** に記載

非公募である指定管理施設における収支（報告）の合計は134千円の黒字であるが、収支（実態）の合計は14,484千円の黒字となっており実態の収支より少ない収支で報告がなされている。

収支報告から実態把握を行い、十分なモニタリングをしていれば、実態と報告の相違について認識できた可能性（※）があるが、施設所管組織は収支報告を業務の実態把握に十分活用できていなかったため、この収支（実態）の把握をしていなかった。

※ 例えば、社会体育施設の事業報告書では管理業務における常勤アルバイト指導員の配置を報告しているが、管理経費収支報告書では「臨時雇賃金」が計上されていない等の不整合を確認する等

### 4 年度末調整と決算手続について

事業団への聞き取りによると、総務課企画総務係が年度末調整額案を起案し総務課長が決定した上で決算調整を行っており、これらの行為について、理事長、事務局長、総務課長は認識して

いるが、理事長以外の理事、評議員、監事等は、報告を受けていないため、認識していないとのことである。

事業団の定款第8条では、①事業報告書、②事業報告の付属明細書、③貸借対照表、④正味財産増減計算書、⑤貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、⑥財産目録の書類を理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないとされている。また、③、④、⑥の書類については評議員会の承認を受けなければならないとされており、その承認後、①から⑥の書類は一般の閲覧に供するものとしている。

## 5 問題点

事業団は、少なくとも平成18年度から年度末調整を行っており、長期にわたって、このような決算調整を続けている。年度末調整を行った理由は前述のとおりであるが、予算額に合わせ決算額を調整することは許されない。予算額と決算額にかい離が生じた場合、その理由及び決算内容を十分に分析し、次年度の予算編成にあたっては、より適正な収益及び費用の見積りに努めるべきである。

後述するスポーツクラブ事業（WOODY）や公募選定による猪名川町指定管理事業等の決算状況は実質的に赤字となっているが、主に非公募選定による指定管理事業等から得た利益で補てんしている。特に、猪名川町指定管理事業等の決算については、意図的に指定管理者の次期公募選定への影響を考慮して、黒字又は収支均衡となるよう調整を行っている。このことは、事業団が本市の出資団体であるにもかかわらず、本市で実施している事業から得た利益を猪名川町の指定管理事業等に補てんし、運営していることとなる。（**委員改善要請事項 1** 参照）

また、長年にわたり年度末調整の行為を見過ごしてきたことは、事業団における法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督する等の理事会の責務、理事の職務の執行を監査する監事（税理士及び市の会計管理者）の責務、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する等の評議員の責務が果たされておらず、事業団のガバナンス機能が働いていない状況であり、適正な経営判断ができていない可能性がある。

一方、団体所管組織及び施設所管組織は、事業団の経営状況や非公募選定である指定管理施設の実態を把握できておらず、また、適正な指定管理料を積算できていない状況である。

これらの問題の背景には、市及び事業団双方のガバナンスの機能不全がある。

### 【求める措置】

事業団及び市所管組織は、事の重大さを十分認識し、今年度決算より適正かつ正確な決算処理を行うとともに、それに基づき事業団の経営実態を明らかにし、今後の事業団の経営改善策等について検討するよう求める。

【参考】

平成30年度決算 当期経常増減額一覧

(単位：千円)

会計区分	公募/非公募/随契	事業区分 (網掛部分はP79の表に掲載済)	実態ベース	年度末調整額	公表ベース	パターン
公益	非公募(指定)	記念公園管理運営事業 [a]※	13,593	△ 13,514	80	A
公益	非公募(指定)	屋内プール管理運営事業[b]	4,777	△ 4,750	27	A
公益	非公募(指定)	地区体育館管理運営事業[c]	580	△ 500	80	A
		小計①	18,951	△ 18,764	187	
公益	非公募(自主)	屋内プール事業	5,375	3,690	9,065	B
公益	非公募(自主・<指定>★)	地区体育館事業 [d]	不明	不明	0	-
	非公募(自主)	地区体育館事業	40,386	△ 25,158	15,228	B
公益	非公募(自主)	総合体育館事業	2,792	△ 1,751	1,041	B
		小計②	48,553	△ 23,218	25,334	
公益	随契(委託)	トレーニング指導等事業	△ 7,267	7,267	0	A
公益	随契(委託)	スポーツのまち尼崎促進事業	△ 607	607	0	A
		小計③	△ 7,873	7,873	0	
公益	公募(指定)	いこいの家管理運営事業	△ 8,191	8,200	9	C
公益	公募(自主)	いこいの家事業	164	0	164	-
		小計④	△ 8,027	8,200	173	
公益	公募(指定)	猪名川町スポーツ施設管理運営事業	△ 5,976	5,170	△ 806	C
公益	公募(自主)	猪名川町スポーツ施設事業	350	0	350	-
公益	公募(指定)	猪名川町B&G海洋センター管理運営事業	△ 4,909	3,288	△ 1,621	C
公益	公募(自主)	猪名川町B&G海洋センター事業	△ 7,037	10,152	3,115	C
		小計⑤	△ 17,572	18,610	1,038	
公益	-	スポーツクラブ事業 (WOODY)	△ 46,175	8,400	△ 37,775	B
		小計⑥	△ 46,175	8,400	△ 37,775	
公益	-	指導者派遣事業	2,793	△ 2,165	628	B
公益	-	スポーツ振興基金事業	665	0	665	-
公益	-	共通公益事業	△ 1,405	△ 225	△ 1,630	B
		小計⑦	2,053	△ 2,390	△ 337	
公益合計		中計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	△ 10,090	△ 1,289	△ 11,379	
収益	-	用品販売等事業	18,030	△ 2,600	15,430	B
収益	-	競技力向上等助成事業	190	0	190	-
収益	-	共通収益事業	△ 896	△ 75	△ 971	B
		小計⑧	17,324	△ 2,675	14,649	
収益	非公募(指定)	地区会館管理運営事業 [e]	△ 4,538	4,550	12	A
収益	非公募(自主)	地区会館事業	△ 17	0	△ 17	-
収益	非公募(指定)	記念公園収益事業 [f]	137	△ 137	0	A
		小計⑨	△ 4,418	4,413	△ 5	
収益合計		中計(⑧+⑨)	12,906	1,739	14,645	
法人	-	法人会計	△ 237	△ 450	△ 687	B
		小計⑩	△ 237	△ 450	△ 687	

公益：公益目的事業会計 収益：収益事業等会計 法人：法人会計

※ 雑収益等65千円が含まれている。

★ 自主・<指定>とは、自主事業（健康づくり教室、スポーツプラザ）と称しながら市が指定管理料を支払っている事業

(単位：千円)

事業区分	合計	実態ベース	年度末調整	公表ベース
本市の非公募選定の指定管理事業等 【指定管理事業+自主事業】(含収益事業等)	小計①+小計②+小計⑨	63,086	△ 37,569	25,516
公募選定の指定管理事業等 【指定管理事業+自主事業】	小計④+小計⑤	△ 25,599	26,810	1,211
スポーツクラブ事業 (WOODY)	小計⑥	△ 46,175	8,400	△ 37,775

<スポーツクラブ尼崎 WOODY と猪名川町の指定管理事業等について>

〔事業団、教育委員会事務局〕

1 スポーツクラブ尼崎 WOODY について

(1) 設置経緯

昭和 62 年 2 月に教育委員会事務局において、「(仮称) シティスポーツクラブ尼崎 設置構想」が策定された。

構想策定に至る背景としては、個々の選好に応じて使いたい時に自由に利用できるスポーツ施設への市民ニーズの高まりがあったものの、当時の本市における類似施設の設置状況をみると、市内に 1 施設程度であった。

こうしたなか、会員制のスポーツクラブの設置は、本市が直営で設置・経営する施設としては公共性になじまない要素があることや、公益性の高い事業も運営しながら事業団の経営基盤を確立する必要があるといった観点から、事業団が主体となり、公共性を加味した適正な料金（より低廉な料金）による事業運営を目指して、本市から 78,000 千円の建設費用の助成等を受けて設置された。

(2) 経営状況

スポーツクラブ尼崎 WOODY（以下「WOODY」という。）における 5 か年の当期経常増減額（実態・公表）の推移は次のとおりである。

当期経常増減額（実態・公表）の推移

（単位：千円）

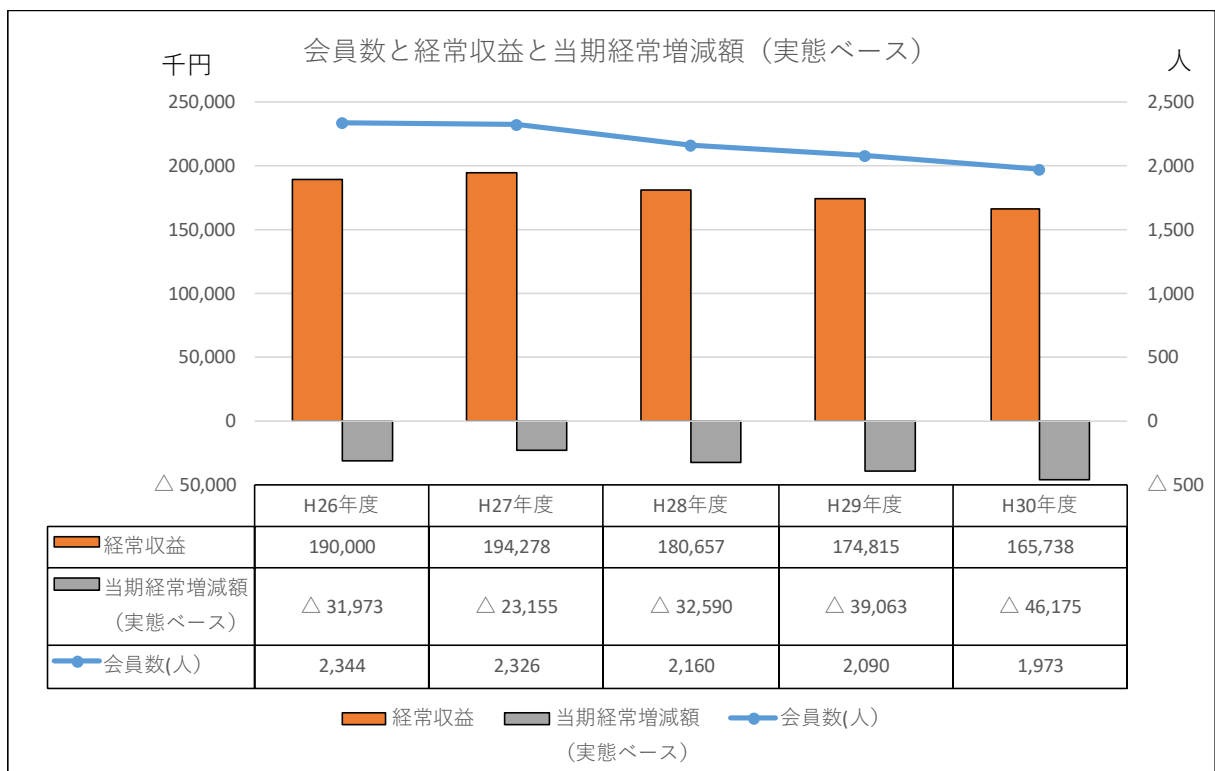
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5カ年平均
実態ベース	△ 31,973	△ 23,155	△ 32,590	△ 39,063	△ 46,175	△ 34,591
年度末調整	4,516	3,600	6,897	8,040	8,400	6,291
公表ベース	△ 27,457	△ 19,555	△ 25,693	△ 31,023	△ 37,775	△ 28,301

<内訳> 正味財産増減計算書内訳表（公表ベース）

I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益	190,000	194,278	180,657	174,815	165,738	181,098
(2) 経常費用	217,458	213,833	206,350	205,838	203,513	209,398
うち人件費	72,597	73,734	71,439	70,897	70,625	71,858
うち減価償却費	32,839	36,261	40,267	39,224	37,254	37,169
うち光熱水料費	40,958	34,629	27,507	27,333	28,687	31,823
うち賃借料	28,944	28,278	28,190	28,177	24,337	27,585
当期経常増減額	△ 27,457	△ 19,555	△ 25,693	△ 31,023	△ 37,775	△ 28,301

<参考> 人件費（実態）	77,113	77,334	78,336	78,937	79,025	78,149
--------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

費用面をみると、5 か年平均で、人件費（実態）（約 78 百万円／年）、減価償却費（約 37 百万円／年）、光熱水料費（約 32 百万円／年）、賃借料（約 28 百万円／年）の費用が、収益に対して約 96%を占めている。



収益面をみると、近年、WOODYの最寄り駅である武庫之荘駅を中心として大型フィットネスクラブ等が相次いで建設されるなど競争が激化していることから、会員数とともに経常収益が減少傾向である。

特に平成28年度の駅北側の民間類似施設の開業により平成27年度から28年度にかけて200名程度の会員が退会し、さらに経常増減額が悪化している。

WOODY（建物）に係る有形固定資産減価償却率

平成30年度末帳簿価格（千円）	355,599
有形固定資産減価償却率（※）	63.5%

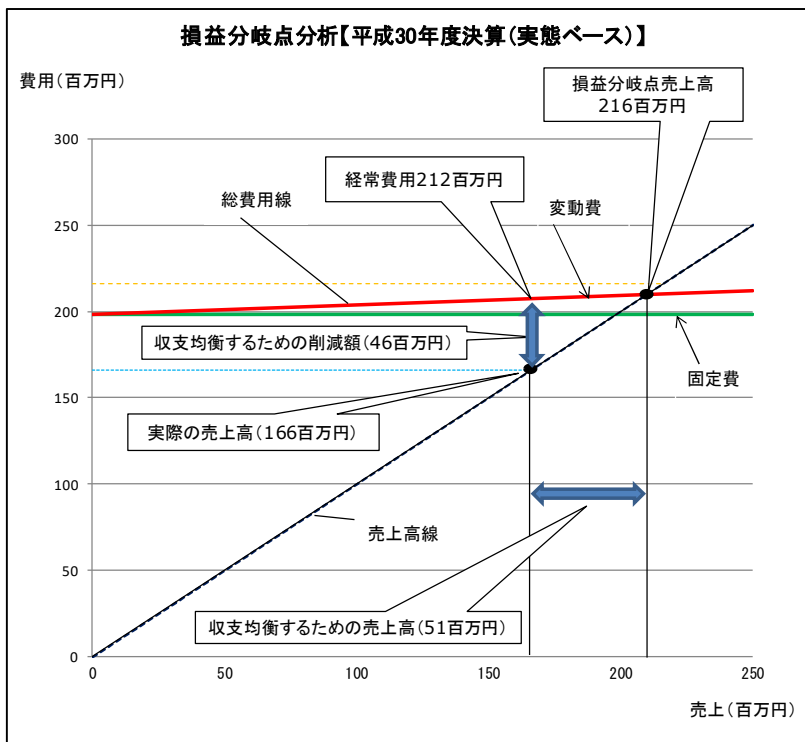
※有形固定資産減価償却累計額÷償却対象資産取得価格×100

なお、平成30年度の会員数は2,000人を下回っている。

また、WOODY（建物）の有形固定資産減価償却率は63.5%であり、老朽化の進行がうかがえる。

左図のとおり、平成30年度決算（実態ベース）で損益分岐点を試算した結果、さらに、51,000千円の増収、又は46,000千円の費用の削減を実施しなければ、黒字転換を図れないと考えられる。

現在の経営環境や経営状況を踏まえると、抜本的な対策が必要である。





(3) 公園使用料（賃借料）について

昭和 63 年 4 月に WOODY を開業した当時、基本的に公園使用料を徴収すべきとしつつも、事業団の育成又は経営基盤の安定に配慮して、本市は公園使用料を全額免除の取扱いとする判断をしている。なお、単年度収支が黒字になるなど、運営状況が良好ならばその時点で検討、協議することとしていた。

その後、平成 19 年 1 月に「外郭団体の統廃合及び経営改善について－外郭団体の自立経営に向けた市の取組方針－」（以下「市の取組方針」という。）で示された「外郭団体が実施している収益性のある事業に係る減免措置については、負担の適正化の観点から、平成 19 年度から段階的に見直し、廃止する」を受け、平成 19 年度から減免措置が段階的に見直され、平成 24 年度から廃止されている。

(4) 経営改善に向けた今後の取組（事業団計画ベース）

ア スタジオ等のオープン化（有料化）（収入の増：約 10,300 千円）

会員対象の無料レッスンを実施しているスタジオやプールで実施しているプログラムの一部を会員以外の地域住民も対象とし開催する。

また、フレイル（虚弱）対策として、トレーニングマシンを活用したグループ指導による筋力の維持・向上教室を開催する。

イ 会員の対象年齢の引下げ（収入の増：約 1,600 千円）

「15 歳以上（中学生を除く）」を「中学生以上」に変更

ウ 開館及び閉館時間の変更（費用の減：約 1,300 千円）

開館時間を 30 分早め、火曜日から金曜日までの閉館時間を 1 時間早める。

エ 公園使用料の減免措置（費用の減：約 11,300 千円）

公園使用料（平成 30 年度決算 22,618 千円）の 1/2 減免を見込んでいる。

なお、下記理由により、「普通財産貸付及び行政財産使用許可等に係る基本方針」（平成 27 年 2 月）で示された「本市の外郭団体等が公益的な事業の用に供する場合 1/2 減免」と同様の取扱いをしてもらうよう市長部局へ要請中であるが、現時点では折り合っていない。

- ① 公益財団法人としての公益目的事業認定
- ② 中高年世代の健康づくり・健康寿命の延伸に貢献
- ③ 本市との連携

(5) 「WOODY は財政支援すべき公益的な事業であるか」について（監査事務局見解）

本市が財政支援すべき公益的な事業としては、「公衆の日常生活に欠くことができない」、「民間では事業実施が難しい」という観点から考えるべきである。例えば、

ア 顧客が少なく民間で供給が期待できない（へき地の公共交通など）、民間で行うにはコストを要する（障害者のスポーツ指導など安全性確保のために多くのスタッフを配置する必要）など、民間で実施することが困難なもの

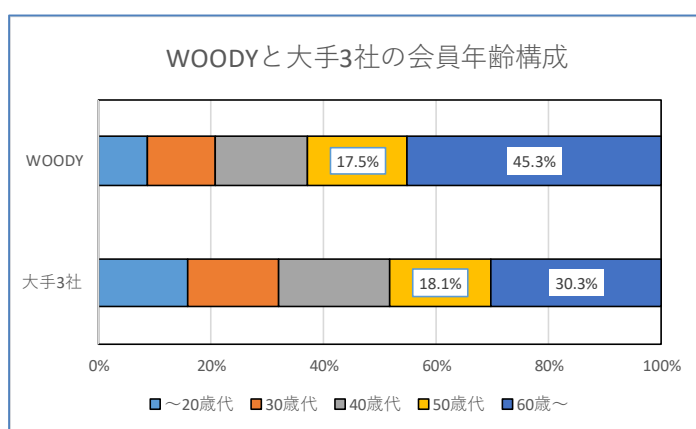
イ 低所得者向けにスポーツ教室等を低料金で実施するなど

以上のような公益的な事業については、採算性の確保が難しいことから、事業を継続的に実施するためには、本市が積極的な支援を実施する必要があると考えられる。

これらを踏まえ、事業団の要請している観点を考察すると、「①公益財団法人としての公益目的事業認定」を受けていることについては、認定を受ける基準が、「不特定多数の者の利益増進を主たる目的と位置付け、適当な方法で周知していること」、「受講する機会が一般に開かれていること」、「講師等に多大な報酬が支払われていないこと」などで、当該事業がこの基準に合致していることにある。しかしながら、この基準はいわゆる民間のフィットネスクラブ等でも満たしている。

また、認定を受ける基準として収支相償が求められるが、単に事業が不採算である場合も含まれる。

これらのことから、公益目的事業認定を受けていることだけでは、公益的な事業とは言えず、事業団が収支赤字とならざるを得ない合理的な理由（事業の公益性）を説明する必要があると考えられる。



次に、「②中高年世代の健康づくり・健康寿命の延伸に貢献」において、比較可能なデータが少し古いが、平成26年3月末時点のWOODY会員の年齢構成比と大手フィットネスクラブ会員の年齢別構成比（単純平均）（経済産業省調べ）を比較すると左図のとおりである。それぞれの会員に対し50歳代以上の占める割合が、大手3社は約50%、WOODYは約

60%である。これらは事業団の主張を裏付けるものであるが、これをもって採算が確保できない事情を説明するまでには至っていない。

最後に、「③本市との連携」における取組も同様にWOODYのコスト構造に大きく影響しているという事情を読み取れるものではない。

また、WOODYの事業概要は、トレーニングジム、スタジオ、25mプール、浴室、サウナなどを備えた施設であり、サービス内容は民間類似施設とほぼ同様である。また、近隣施設の正会員の月会費を比較すると、おおむね同程度となっている。

以上を踏まえると、WOODYは、高齢者割合が若干高い施設であるが、WOODY周辺における民間スポーツクラブの進出状況、料金体系、サービス内容から総合的に判断すると、公益目的事業ではあるが、本市が財政支援すべき公益的な事業であるとは言えない。

## 2 猪名川町の指定管理施設について

### (1) 猪名川町の指定管理者となった経緯等

市の取組方針を受け、事業団は自主自立の確立に向けて、事業領域・職域拡大のため阪神間の類似施設について採算の取れる指定管理施設の公募に挑戦することとしている。この方針の下、猪名川町のスポーツセンター、B&G 海洋センターに応募し、指定管理者として選定されている。

(2) 猪名川町の指定管理施設の経営状況等について

指定期間については、スポーツセンターは平成 24～27 年度、平成 28～令和 2 年度であり、B&G 海洋センターは平成 28～令和 2 年度である。

指定を受けてから平成 30 年度までに猪名川町の指定管理施設で実施した指定管理事業と自主事業を合計した当期経常増減額は次のとおりである。

○スポーツセンター（当期経常増減額）

（単位：千円）

科 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
実態ベース	△ 2,469	△ 483	△ 1,101	△ 1,114	1,809	△ 1,937	△ 5,626	△ 10,921
年度末調整	2,470	1,750	2,820	3,891	△ 1,346	1,230	5,170	15,985
公表ベース	1	1,267	1,719	2,777	463	△ 707	△ 456	5,064

<参考> 正味財産増減計算書内訳表（公表ベース）

経常収益	指定	35,808	37,063	39,137	40,013	39,588	40,617	40,807	273,033
	自主	2,014	2,455	4,339	5,080	5,778	6,245	6,393	32,304
経常費用	指定	35,807	35,283	38,526	38,430	39,559	41,401	41,613	270,619
	自主	2,014	2,968	3,231	3,886	5,344	6,168	6,043	29,654
公表ベース	指定	1	1,780	611	1,583	29	△ 784	△ 806	2,414
	自主	0	△ 513	1,108	1,194	434	77	350	2,650

○B&G海洋センター（当期経常増減額）

（単位：千円）

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
実態ベース	△ 11,160	△ 13,008	△ 11,946	△ 36,114
年度末調整	7,871	11,860	13,440	33,171
公表ベース	△ 3,289	△ 1,148	1,494	△ 2,943

<参考> 正味財産増減計算書内訳表（公表ベース）

経常収益	指定	15,297	13,205	14,349	42,851
	自主	53,591	52,703	66,606	172,900
経常費用	指定	14,510	14,439	15,970	44,919
	自主	57,667	52,617	63,491	173,775
公表ベース	指定	787	△ 1,234	△ 1,621	△ 2,068
	自主	△ 4,076	86	3,115	△ 875

スポーツセンターの公表ベースにおける平成 24 年度から 30 年度までの 7 年間の合計は 5,064 千円の黒字となっているが、実態ベースは 10,921 千円の赤字である。

また、B&G 海洋センターの公表ベースにおける平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間の合計は 2,943 千円の赤字となっているが、実態ベースは 36,114 千円の赤字である。

このように猪名川町の 2 つの指定

管理事業等の指定期間における実態ベースの合計は、47,035 千円の赤字となっている。

なお、平成 30 年度決算の経常費用のうち、スポーツセンターと B&G 海洋センター人件費合計は、62,021 千円（公表ベース）に対し、80,631 千円（実態ベース）であり、年度末調整で人件費を 18,610 千円減額している。

3 問題点

本市が主導して設置した WOODY は、設置当時は市民ニーズの高まり等を踏まえ、本市の支援の下、本市におけるスポーツ施策の役割を担っていた。

しかしながら、民間スポーツクラブの進出などによって、WOODY は本市が支援する事業としての意義が薄れてきたことや、会員数の減少に伴う収益の減少など、当該事業を取り巻く経営環境は非常に厳しいものとなっている。

こうした状況のなか、当該事業は、本来、事業団の経営基盤の確立等を目的とした事業であるが、近年、赤字経営が続いており、今後、経営改善の取組を予定しているものの、赤字の解消ま

で至らない見込みである。

こうしたことから、本市が主導で設置した WOODY の在り方を、本市においても事業団とともに見直す必要がある。

本市以外の指定管理事業を獲得する取組である猪名川町の指定管理施設については、本市が示した自立経営という本市の財政支援に依存しない事業運営を目指し、採算の取れる指定管理施設であることが前提であったが、収支面では、事業団の経営に貢献するどころか、足を引っ張っている。

加えて、次回以降の選定への影響を考慮し、年度末調整により、本市で実施している事業からの収益で補てんし収支均衡を図っている。

本取組については、猪名川町における指定管理施設の経営状況を踏まえ、出資者として今後、しかるべき対応が求められる。

#### 【要請の内容】

WOODY については、厳しい経営の現状に鑑み、昨今の経営環境の変化及び本市施策の方向性等も踏まえ、特に、市所管組織が責任を持って経営に対するガバナンスを発揮するよう要請する。

次に、猪名川町の指定管理事業等については、経営実態を速やかに明らかにし、真に自主自立につながる事業であるかを見極め、適切な方針に基づき取り組むよう要請する。

**委員措置要求事項 2**

＜地区体育館における自主事業への指定管理料の充当について＞

〔教育委員会事務局〕

1 社会体育施設（地区体育館）における事業の位置付けについて

尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例によると、社会体育施設は、「スポーツを愛好する市民に対するスポーツの実技指導、研修等を通じて、スポーツの推進を図るための施設」とであるとされている。つまり、条例の設置目的に、当該施設はスポーツの事業が展開されるべき施設として位置付けられているのである。

このため、当該施設では、おおむね次の事業が展開されているが、このうち健康づくり教室及びスポーツプラザについては、平成 29 年度までは市が事業団に委託する指定管理事業として実施していた。

地区体育館で実施している主な事業（令和元年12月開催内容）

	健康づくり教室	スポーツプラザ	サルススポーツ教室
内容	運動を始めるきっかけづくりとなる気軽に運動を楽しめる各種教室 【教室例】 親子・幼児の体育あそび、健康体操、卓球、バドミントン等	体育館の一般開放 【スポーツプラザ種目】 バドミントン、卓球、バレーボール、スポンジテニス 【障がい者スポーツプラザ種目】 小田 サウンドテーブルテニス 立花 卓球 園田 フライングディスク	スポーツを本格的に楽しみたい方向けの多種多様なスポーツ教室 【教室例】 硬式テニス、ヨガ、キッズ・ジュニアダンス、キッズ・ジュニアバレエ、器械体操等
料金	2,200円～2,640円／期 (2019年度第3期全11回分)	・大人200円／回（小人100円） ・サウンドテーブルテニス・卓球 200円／台 ・フライングディスク 50円／人	1,670円～4,290円／月度 (1年間11ヶ月度、各月度4回開催)

しかし、平成 28 年度財務（定期）監査（P. 91、92 参照）において、市の歳入である健康づくり教室の受講料を事業団に徴収させていたことが、私人への徴収事務の委託を定めた地方自治法施行令第 158 条の規定に抵触すると指摘があったことを受け、施設所管組織において、平成 30 年度から、健康づくり教室及びスポーツプラザについて、指定管理者の自主事業に変更したものである。

なお、委員監査会（※）では、施設所管組織からの回答に対する監査委員の「徴収方法に問題があるので自主事業にするというのは本末転倒」、「自主事業にしたときに収入と費用が見合うかどうか」との意見に対して、施設所管組織からは「今後それらを含めて検討を行う」との見解が示されていた。

※ 監査報告書作成に先立ち、監査委員が対象組織に直接事情聴取等を行う場

2 自主事業への指定管理料の充当について

自主事業は、指定管理者が市の事業としてではなく利用者の立場で実施する事業との考え方の下、社会体育施設の基本協定（平成 28 年 12 月 13 日締結）では、自主事業について、指定管理者は、「自己の責任と費用により」自主事業を実施できると定めており、自主事業に

指定管理料を充てることはできない。

しかしながら、事業団の平成 30 年度決算において、地区体育館に係る指定管理料のうち 138,237 千円が自主事業に充てられていた。

### 3 地区体育館事業に係る収支状況

平成 30 年度の地区体育館に係る指定管理料の収支報告（下表(A)+(B)）をどのように作成したのかについて、事業団に、正味財産増減計算書内訳表と地区体育館指定管理料の収支報告書をもとに確認したところ、以下のとおりであった。

地区体育館管理運営事業の(A)については、収支実績を計上している（ただし、人件費を実態より 500 千円増加させ、利益を減少させている）。

地区体育館事業の(B)について、まず物件費（租税公課以外：賃借料、消耗品費等）は、本来、合理的な基準に基づき按分すべきであるが、全て(C)へ計上している。次に、物件費（租税公課：10,261 千円）は、指定管理料の物件費（租税公課：支払消費税 11,671 千円）から逆算して算出（11,671 千円－(A)1,410 千円）し、その後、人件費は、(B)が収支均衡となる人件費（127,976 千円）を算出し、計上している。

平成30年度正味財産増減計算書内訳表と指定管理料（地区体育館）（公表ベース）

（単位：千円）

事業団会計区分		社会体育施設等 管理運営事業	スポーツ教室等開催事業			
事業団事業区分		地区体育館管理 運営事業	地区体育館事業			
事業内容		施設管理運営	スポーツ教室等 (健康づくり教室・スポーツプラザ含む)			
指定管理区分		指定管理事業	自主・<指定>★	自主事業	小計	
事業費		(A) 指定管理料充当	(B) 指定管理料充当	(C) 自己財源		
実態 ベース	経常収益	57,329	138,237	98,846	237,083	指定管理 収支報告 (A)+(B)
	経常費用	56,749	196,697		196,697	
	当期経常増減額	580	40,386	内訳	40,386	
調整額				不明		
	人件費増による利益の減	△500	△25,158		△25,158	
公表 ベース	経常収益	57,329	138,237	98,846	237,083	195,566
	経常費用	57,249	138,237	83,617	221,854	195,486
	人件費	16,889	127,976	24,794	152,770	144,865
	物件費（租税公課以外）	38,950	-	56,201	56,201	38,950
	物件費（租税公課）	1,410	10,261	2,623	12,884	11,671
	当期経常増減額	80	0	15,228	15,228	80

※ 網掛け部分は正味財産増減計算書内訳表と指定管理料の収支報告書の決算額から監査事務局が算出

★ 自主・<指定>とは、自主事業（健康づくり教室、スポーツプラザ）と称しながら、指定管理料を充当している事業

また、表の「内訳不明」は、自主・<指定>（健康づくり教室・スポーツプラザ）と自主事業（サルススポーツ教室等）の経理区分を行っていないことによるものであり、平成 29 年度以前についても、30 年度と同様の方法により、経理処理していたとのことであった。

### 4 市の指定管理料積算の実態

(1) 指定管理者の選定が非公募によるため、指定管理料の上限額を設定していない。

- (2) 現在の指定期間（平成 29～令和 3 年度）の初年度となる平成 29 年度予算要求にあたっても、前の指定期間の金額をベースに決めており、積算資料が残されていない。
- (3) 平成 30 年度に健康づくり教室等を指定管理事業から自主事業に変更しているにもかかわらず、市及び指定管理者の収支が基本的に変わらないように 30 年度の指定管理料を調整している。調整内訳は、次のとおり（別途、年度ごとに必要な法定点検等加算調整あり）。

平成30年度予算の調整内容	(単位：千円)
指定管理料(2年目)	255,435
健康づくり教室受講料収入見込額（※）	△ 12,956
健康づくり教室・スポーツプラザ施設使用料支出見込額（※）	+ 12,201
平成30年度指定管理料（法定点検等予算含まず）	<b>254,680</b>

※ 収入・支出見込額は平成24～28年度実績平均値

- (4) 上記(3)の指定管理料調整の問題点は、以下のとおりである。
- ア 健康づくり教室等を自主事業に変更するならば、従来、当該事業に充当していた指定管理料を減額する必要があるにもかかわらず、減額されていない。
- イ 仮に自主事業への変更を認めるとしても、市の歳入であった健康づくり教室受講料収入を事業団の収益とすることに伴い、指定管理料を減額すべきところ、健康づくり教室・スポーツプラザ施設使用料支出見込額を増額することにより、これを相殺する方向で調整が行われた。
- ウ この調整の意図は、施設所管組織の意向により指定管理事業を自主事業に変更することに伴い、施設使用料が指定管理者の負担となり、一方的に不利益な変更を強いることとなるため、基本協定の危険負担の取扱いにおける、「法令変更」による「管理基準の変更」（※）という項目を準用し、こうした不利益を解消しようとしたものである。
- ※ 条例には、(指定管理者が行う管理の基準)として第12条に「指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定に従い、体育施設の管理を行わなければならない。」の定めがあるが、今回の件は、法令や条例・規則の変更によるものではないことから、該当しない。

## 5 課題

- (1) 地区体育館の目的として実施する事業のうち、本来は指定管理事業と位置付けるべき事業（健康づくり教室・スポーツプラザ）について、健康づくり教室に係る受講料を事業団が収納する方法を継続するためだけに、現行の受講料では採算がとれないことを理解しながら、事業団に自主事業としての実施を要求し、不足額を指定管理料で補てんしている。
- (2) 事業団において、指定管理事業と自主事業は区分して経理が行われるべきところ、地区体育館事業の中で経理区分がされていないことを含め、施設所管組織では、指定管理料の実態把握を全く行っておらず、当然ながら、適正な指定管理料が積算されていない。

<参考>平成 28 年度財務（定期）監査の質問・回答

### 【質問】

各地区体育館で実施されている健康づくり教室の受講料を、スポーツ事業団に徴収させていません。

しかしながら、当該受講料は、地方自治法施行令で徴収委任できる範囲に定められていません。  
・事業団に法令で認められていない業務を行わせていることについて

・その経緯と今後の対応について  
それぞれ説明してください。

### 【回答】

(事業団に法令で認められていない業務を行わせていることについて)

現在、健康づくり教室の受講料の収納方法といたしましては、受講生に受講場所である地区体育館の窓口で受講料を支払っていただき、このうち1人当たり1,700円を各地区体育館から市に納付させております。

健康づくり教室の受講料を私人である(公財)尼崎市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)が徴収している現状は、私人へ徴収業務を委託している行為と考えられ、地方自治法第243条(私人の公金取扱いの制限)及び同施行令158条(歳入の徴収又は収納の委託)の規定に抵触する可能性があるというご指摘のとおりでございます。

しかしながら、これを事業団に収納させないで、受講生が市に直接納付する場合、納付書にて銀行で納めてもらう、あるいはスポーツ振興課(※)で受領することとなります。この場合、これまで地区体育館の窓口で簡単に納めることができたものをわざわざ銀行窓口や市役所で納めることとなってしまい、受講生にとっては著しく利便性を欠くこととなります。また、納付書払いの場合には、スポーツ振興課において、受講料の入金状況の確認と事業団への通知という事務が新たに発生いたします。加えて、未納を想定しなければならず、未納の場合は受講を認めないということになりますが、スポーツ振興課から事業団に対する通知には一定のタイムラグが伴いますことから、各地区体育館窓口での受講料収納に伴うトラブルが生ずることも考えられます。

以上のとおり、健康づくり教室の受講料の収納方法としては、現在のやり方が最も合理的であり、かつ、受講生の利便性が最も高いものであると考えておりますが、改めるべきは改める必要がございますので、合法でかつ利便性の高い方法を検討してまいりたいと考えております。

※ 現：スポーツ推進課

(その経緯と今後の対応について)

健康づくり教室の受講料の収入方法としては、現在のやり方が最も合理的かつ利便性の高い収納方法と考えられますが、この方法は地方自治法第243条及び同施行令158条の規定に抵触するものであり、改められるべきものであることから、合法で最適な方法を検討する必要があると認識しております。

そこで、健康づくり教室を指定管理者の自主事業とする方向を含め、課題を整理してまいりたいと考えております。

なお、実施時期につきましては、当該案の場合、歳入予算に影響がありますことから、平成30年4月を目途といたします。

### 【求める措置】

実態は指定管理事業のまま、形だけ自主事業とし、指定管理料を充当するといった誤った運用を改め、指定管理事業・自主事業の再構築、さらに、区分経理の確立や積算の見直しなど適正な運用となるよう求める。



### 委員措置要求事項 3

#### <社会体育施設及び中央地区会館の臨時開館に伴う利用者の二重負担について>

〔事業団、教育委員会事務局、総合政策局〕

#### 1 平成 30 年度の臨時開館実績について

社会体育施設及び中央地区会館では、条例・規則で施設の利用時間及び休業日の定めがあるが、その例外として利用時間外・休業日に臨時開館ができる定めがあり、平成 30 年度には、次のとおり臨時開館が行われていた。

利用者等	利用内容等
利用者の求めに応じたもの	1 日（平成 31 年 2 月 11 日 9:30～16:30） 複合施設内の地区会館ホールと屋内プールを使用
事業団の自主事業に使用 （社会体育施設）	小田・立花・武庫・園田体育館の 4 館でおおむね毎週月曜日にスポーツ教室等を開催し、延べ 164 日（約 488 時間）利用

#### 2 問題点

##### (1) 実費弁償金の徴収による利用者への二重負担

##### ア 実費弁償金の徴収実績

利用者の求めに応じて開館したものについて、利用者から使用料に加えて次のとおり実費弁償金を徴収していた。

（単位：円）

内 容	金 額
屋内プール光熱水費相当額（1時間使用）	3,366
中央地区会館光熱水費相当額（ホール4時間使用）	6,548
人件費相当額（事前準備1時間を含む7時間）	13,314
合 計	23,228

##### イ 社会体育施設における不適正な取扱い

地方自治法第 225 条及び第 228 条に基づき、公の施設を利用する対価が「使用料」として条例で定められていることから、臨時開館であっても利用者には使用料のみ求めるべきである。しかしながら、社会体育施設では、条例に反して、使用料に加えて「実費弁償金」という負担を利用者に求めることを基本協定等で定めている。この要因は、臨時開館に伴う人件費及び光熱水費について、施設所管組織が年度協定で定める指定管理料に積算していないことにあり、本来は、指定管理者の負担が少額であっても必要と判断するならば指定管理料で措置すべきである。

<年度協定で定める平成 30 年度実費弁償金単価（1 時間当たり）>

地区体育館光熱水費相当額	988 円
屋内プール光熱水費相当額	3,366 円
人件費相当額	1,902 円

#### ウ 中央地区会館における指定管理者の誤った対応

中央地区会館では、基本協定等に実費弁償金の定めはなかったものの、事業団は、社会体育施設における不適正な運用を誤って準用して中央地区会館に係る実費弁償金を独自に算出し、利用者に負担を求めている。

#### (2) 承認等手続の不備

社会体育施設で臨時開館を行う場合は、基本協定等で「あらかじめ委託者（スポーツ推進課）の承認を得なければならない」旨、定めている。

また、中央地区会館で臨時開館を行う場合は、基本協定に「事前に市（中央地域課）と協議を行うものとする」と規定している（中央南生涯学習プラザになり、「あらかじめ、市と協議を行い、その承認を得なければならない」と変更されている）。

しかしながら、事業団は、臨時開館に際し事前に施設所管組織への承認手続や協議を行っていなかった。

利用者等	承認手続の実態
利用者の求めに応じたもの	事業団内部での申請の決裁は完了していたものの、スポーツ推進課及び中央地域課には申請書が残されておらず、承認もなされていなかった。
事業団の自主事業に使用（社会体育施設）	自主事業の承認は得ているが、事業計画書に実施日の記載はなく、休業日に自主事業を実施する申請も承認もなされていなかった。

#### (3) 施設所管組織から指定管理者への指導の未実施等

スポーツ推進課及び中央地域課ともに利用状況の月例報告を事業団に求めているが、中央地区会館では、臨時開館の利用が報告されていなかった。

社会体育施設では、スポーツ推進課は、月例報告により休業日に自主事業が開催されていることを把握できたはずであるが、臨時開館に際してスポーツ推進課の承認を受けるように事業団への指導がなされていなかった。

### 3 課題

- (1) 社会体育施設及び中央南生涯学習プラザにおいて臨時開館をする場合、利用者に実費弁償金の負担を求める取扱いがされているが、即時に廃止すべきである。
- (2) 平成 26 年度より既に利用者に負担を求めた実費弁償金についても調査のうえ返還する方向で検討がなされる必要がある。
- (3) 指定管理者が臨時開館をする場合には、施設所管組織に承認手続を行うべきであり、施設所管組織は手続が漏れた理由を確認のうえ、対策を講じるべきである。

#### 【求める措置】

臨時開館に際し条例で定める施設使用料に加えて実費弁償金という名目で利用者へ二重の負担を求めるといった運用を改め、実費弁償金の返還、必要な承認手続を行うなど早急に是正するよう求める。

## <指定管理者の非公募選定について>

〔事業団、都市整備局、教育委員会事務局、総合政策局〕

### 1 選定方法について

記念公園及び社会体育施設については、事業団を非公募で指定管理者に選定している。

#### (1) 非公募選定の理由

ア 記念公園、社会体育施設の非公募選定理由

(ア) 記念公園（選定方針決裁による）

- ①事業団の設立趣旨が施設の設置目的と合致し、施設目的に沿った自主事業等が実施できる（「指定管理者制度（指針）」の非公募選定基準「ウ」に該当）。
- ②事業団は利用者・使用料の増加に継続して貢献してきた。
- ③事業団はスポーツに関する専門知識や人的資産を有し、施設の設置目的に沿った自主事業を実施してきた実績がある。
- ④尼崎市都市公園条例付則第 7 項の規定により現指定管理者である事業団を引き続き選定することができる。

(イ) 社会体育施設（選定方針決裁による）

- ①事業団の設立趣旨が施設の設置目的と合致し、施設目的に沿った自主事業等が実施できる（「指定管理者制度（指針）」の非公募選定基準「ウ」に該当）。
- ②事業団はスポーツに関する専門知識や人的資産を有し、スポーツ振興の一翼を担ってきた実績がある。
- ③事業団は人件費縮減等経営体質の改善を図るなど効率的な運営を行っている。

イ 指定管理者制度（指針）に定める非公募選定基準

本市の指定管理者制度（指針）では、指定管理者の選定については、原則として公募としつつ、次の場合に限り、特定の団体を指定管理者とすることができるとしている。

ア 利用者による自主的な管理が、市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果がある場合

イ 施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められる場合

ウ 団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合

#### (2) 指定管理者の業務内容

条例及び協定に定める指定管理者の主な業務内容は、施設の維持管理及び利用許可とそれに係る使用料の徴収等であり（詳細は P. 72～74 参照）、特に他の担い手では実施できない業務とは考えられない。また、事業団の自主事業を含めた事業内容について、他都市のスポーツ施設と比較しても、特に大きな違いは認められない。

<参考>他都市スポーツ施設における事業内容との比較

	尼崎市		大阪市（※）
	記念公園	社会体育施設	大阪プール、中央体育館
選定方法	非公募	非公募	公募（利用料金制）
指定管理者	(公財) 尼崎市スポーツ振興事業団		スポーツパーク八幡屋活性化グループ： (一財) 大阪スポーツみどり財団、(株)オージースポーツ、美津濃(株)、イオンディライト(株)、(株)加藤商会
主な事業内容（使用許可、維持管理を除く）	<b>【総合体育館】</b> 〈自主事業〉 大阪エヴェッサバスケットボールスクール、大阪エヴェッサチアダンススクールbt's、硬式テニス、キッズバドミントン、ジュニアサッカー、卓球、ヨガ等  <b>【総合体育館トレーニング室】</b> 〈市委託事業〉 トレーニング指導	<b>【各地区体育館】</b> 〈自主事業〉 健康づくり教室（親子／幼児の体操あそび、卓球、さわやか健康体操等）、スポーツプラザ（一般開放）、おはようストレッチ、キッズダンス、器械体操、ジュニアテニス、ヨガ、硬式テニス、キッズバレエ等  <b>【屋内プール】</b> 〈自主事業〉 スイミングスクール	<b>【中央体育館】</b> 大阪エヴェッサバスケットボールスクール、大阪エヴェッサチアダンススクールbt's、シュライカー大阪フットサルスクール、卓球、スポーツ教室（幼児・小学生）、ヨガプラス、親子体操教室、キッズダンス等  <b>【トレーニング室】</b> サポート事業、測定事業等 <b>【大阪プール】</b> 水泳教室等

(※) 大阪市ホームページから引用

(3) 国の考え方

総務省通知（平成 22 年 12 月 28 日）では、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。」とされている。

(4) 指定管理者制度の趣旨と非公募理由との整合

ア 事業団の設立趣旨が施設の設置目的と合致

事業団は社会体育施設の管理運営主体として設立されたものであることから、社会体育施設においては、当然該当する。

当基準が、施設の管理運営主体として設立された外郭団体の存廃に関わる指定管理者の公募選定について、当面の措置として設けられたものとしてならば理解できるが、指定管理者制度の趣旨と整合するものではない。

イ 施設目的に沿った自主事業等が実施できる

記念公園と社会体育施設における設立目的に沿った自主事業は、いわゆる“スポーツ教室”であり、事業団のノウハウを活かせる分野ではあるが、他都市のスポーツ施設において民間事業者が指定管理者に選定され、記念公園、社会体育施設で実施している事業と同様の事業を実施している状況から、他に担い手がないとは言えず、これについても指定管理者制度の趣旨と整合するものではない。

## ウ 自主事業等の実績

自主事業等について実績があることは、選定にあたって有利に働くことはあるかもしれないが、イで述べたように、スポーツに関する自主事業の担い手が他にも存在する状況の中で、こうした実績を理由に非公募理由とすることは指定管理者制度の趣旨と整合せず、妥当とは言えない。

### (5) 提案書の審査

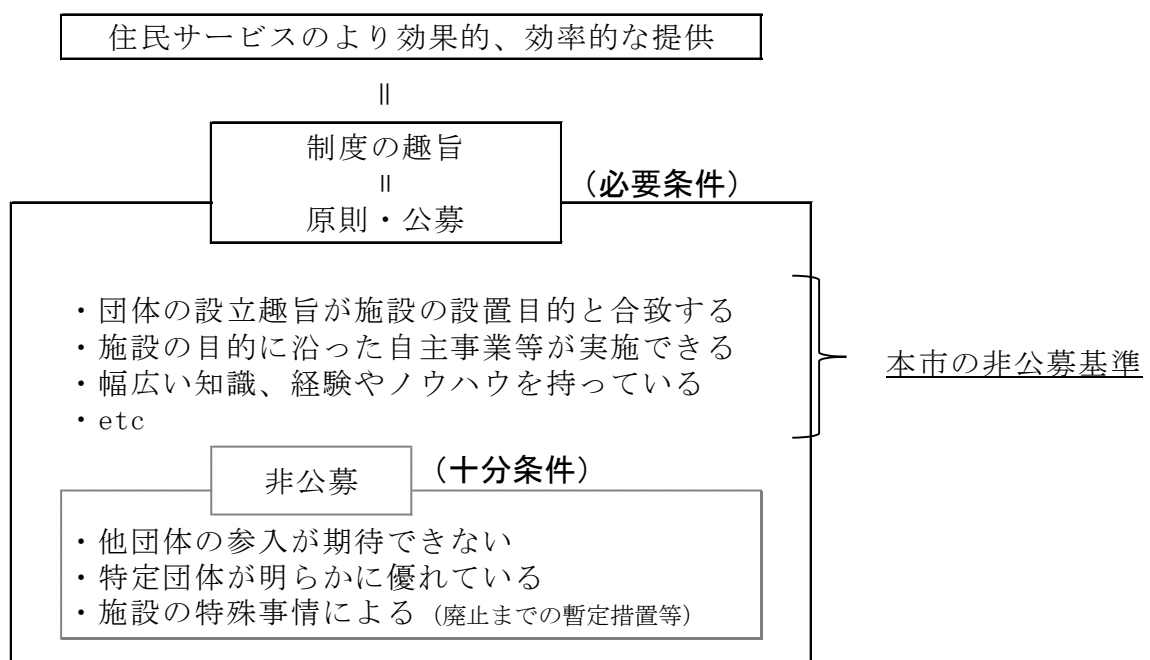
事業団から提案書を受け、各施設所管組織は、各条例に定める選定基準（市民の平等な利用が確保されること、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う能力を有していること、以上のほか設置の目的を達成するために十分な能力を有していること）に基づき審査しているが、非公募選定方針の下での審査であることから、いずれの項目も適否のみで職員が審査し、全て「適」と評価している。なお、非公募であっても第三者機関による選定を行っている自治体はある。

### (6) 指定管理者制度の趣旨に沿った非公募基準

指定管理者制度における公募選定の趣旨は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることにあることから、非公募選定とする場合は、相当程度の合理性が認められる場合に限定し、他に代替団体が存在せず、事業団しか指定管理者となり得るものが存在しない、などの基準によるべきである。

本市の指定管理者制度（指針）に定める非公募基準の「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致」や「施設の目的に沿った自主事業等が実施できる」というものは、選定に際し指定管理者に求める要件の一つにすぎず、いわば必要条件であり、非公募とするための十分条件には当たらない。

#### 公募及び非公募選定の概念図（監査事務局作成）



以上のことから、記念公園及び社会体育施設の非公募理由は、指定管理者制度の趣旨を踏まえると妥当とは言えない。

## 2 事業団の在り方検討について

選定方法の見直しにより事業団が選定されない場合には、事業団における収益規模の大きさから、経営への影響が非常に大きいことは明らかである。(参考：尼崎市による非公募選定及びそれに伴う自主事業、随意契約に係る事業団の収益合計額は781,426千円であり、事業団収益額の約66%を占める。)

こうしたなか、指定管理者制度の趣旨である公募選定に向けて取り組むためには、まずは施設所管組織において、指定管理事業の実態を把握した上で、指定管理者のノウハウを最大限活用できる適正な施設の管理運営方針・仕様書の作成等の環境整備を行うことと併せて、団体所管組織においては事業団の在り方の検討が必要である。

### 【要請の内容】

指定管理者制度が、公正で透明性の高い事業遂行確保のため公募選定を原則としていることから、本件を機に、今一度、非公募選定のメリット・デメリットを検証し、非公募選定の厳格な運用、さらには、これに伴う事業団の在り方等についての再検討を強く要請する。

なお、外郭団体の経営改善等の事務の所管部局においては、事業団の在り方等の問題について、関連部局と連携しながら十分検討されたい。

このほか、モニタリングが十分になされていなかったことにより、記念公園において使用許可手続を経ずに利用者向け有料ロッカーが設置されていた事例、社会体育施設において実地調査がなされず記録も残されていなかった事例等が見られた。これらのことについては、監査事務局から施設所管組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

## 指定管理者監査

### 富松ナビ・みらい 【尼崎市立富松住宅】

対象団体 (指定管理者)	富松ナビ・みらい
管理する施設	尼崎市立富松住宅
施設所管組織	都市整備局住宅部住宅政策課
監査の期間	平成31年4月23日から令和2年3月2日まで

## 第1 監査の対象

監査の対象は、平成30年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて29年度以前及び令和元年度についても対象とする。

- ① 対象団体における執行事務のうち、上記施設に係る指定管理者としての事務
- ② 上記施設の所管組織の執行事務のうち、対象団体に係る事務

## 第2 概要

### 1 施設

名称	尼崎市立富松住宅
所在地	尼崎市富松町3丁目31、32番地
設置条例等	尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	尼崎市民共済生活協同組合が設置した尼崎市民共済生協住宅富松団地に居住していた者その他の市民に賃貸するための住宅及びその付帯施設として、富松住宅を設置する。
土地	宅地 敷地面積 10,301.89 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 地上5階建 5棟150戸(2DK型住宅110戸、3DK型住宅40戸) 延床面積 7,442.50 m <sup>2</sup> (昭和38~41年築)
主要施設	住宅棟5棟、駐車場52台分(うち、屋根付34台分)、集会所

### 2 指定管理者

名称 (所在地)	富松ナビ・みらい(代表団体:株式会社大道プロミネンス) (尼崎市西長洲町2丁目3番11号)
設立目的・ 事業内容	本件指定管理業務を行うための4社による共同事業体 ・株式会社大道プロミネンス

	建物管理業務 ・株式会社地域環境計画研究所 建設コンサルティング（都市計画及び地方計画） ・株式会社ゼフィア 不動産管理業務 ・合資会社マツシティ 不動産コンサルティング、不動産売買仲介、不動産賃貸仲介、リノベーション企画設計施工等	
市との関係	市 出 資 額	0 円（0%）
	役 員 の 兼 務 等	なし
	他の指定管理事業	なし

### 3 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入日	平成 25 年 4 月 1 日
監 査 対 象 団 体 の 指 定 期 間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
条例に定める業務範囲	1 家賃及び駐車場使用料の収納に関すること。 2 富松住宅の維持管理に関すること。 3 その他市長が必要と認める業務
協定に定める業務内容	1 家賃等の収納に関すること。 (1) 家賃及び駐車場使用料の収納管理に関すること。 (2) 家賃及び駐車場使用料の滞納整理に関すること。 2 富松住宅の維持管理に関すること。 (1) 計画修繕に関すること。 (2) 緊急修繕に関すること。 (3) 保守管理等業務に関すること。 (4) 業者選定及び発注等に関すること。 3 その他市が指定する業務 (1) 返還手続に関すること。 (2) 各種申請の受付等に関すること。 (3) 入居者及び自治会等に関すること。 (4) 防火管理事務に関すること。 (5) 駐車場管理に関すること。 (6) 住替え相談・コミュニティ支援に関すること。 (7) 高齢者や単身者の見守り等に関すること。 (8) その他管理事務に関すること。
選 定 方 法	公募
自主事業の有無	無



## 4 指定管理料（平成 30 年度）

（単位：円）

	金 額		
		本体価格	消費税及び地方消費税
指 定 管 理 料	12,084,504	11,189,356	895,148
一般管理経費	7,649,000		
修 繕 費	2,588,004		
移 転 費 用	1,847,500		

### 第3 監査の結果

監査の結果、対象団体及び施設所管組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、収支報告書を用いた業務の実態把握が十分になされていなかったことに起因し、報告数値の誤りが見過ごされた事例が見られた。これについては、監査事務局から施設所管組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

また、課題や重要事項を後任者に引継ぐ体制が不十分であり、過去の包括外部監査による指摘内容が一旦修正されたものの翌年度には修正前の状態に戻っていた事例、モニタリング評価において評価の基準が曖昧であった事例が見られた。これらのことについては、監査事務局から施設所管組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

## 指定管理者監査

### 株式会社図書館流通センター 【尼崎市立北図書館】

対象団体 (指定管理者)	株式会社図書館流通センター
管理する施設	尼崎市立北図書館
施設所管組織	教育委員会事務局社会教育部中央図書館
監査の期間	平成31年4月23日から令和2年3月2日まで

## 第1 監査の対象

監査の対象は、平成30年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて29年度以前及び令和元年度についても対象とする。

- ① 対象団体における執行事務のうち、上記施設に係る指定管理者としての事務
- ② 上記施設の所管組織の執行事務のうち、対象団体に係る事務

## 第2 概要

### 1 施設

名称	尼崎市立北図書館
所在地	尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号
設置条例等	尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。
土地	宅地 敷地面積 1,569.62 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建 延床面積 2,477.49 m <sup>2</sup> (昭和54年3月築)
主要施設	集会室、参考室、青少年室、展示コーナー、一般開架室、障がい者コーナー、児童開架室、自転車置場等
利用時間	午前9時から午後8時まで (日曜日及び休日は午後5時15分まで)
休館日	月曜日 (その日が休日にあたる場合は、その直後の休日でない日) 12月28日から翌年の1月3日まで 館内整理日 (1月から11月まで (3月、7月及び8月を除く。)) の毎月最後の木曜日 (その日が休日にあたる場合は、その翌日) 特別整理期間 (5月上旬から6月末日までの間のおおむね2週間で教育委員

	会が別に定める期間)
--	------------

## 2 指定管理者

名 称 (所在地)	株式会社図書館流通センター (東京都文京区大塚3丁目1番1号)	
設立目的・ 事業内容	公共図書館、学校図書館の図書の実充を図り、公衆の読書意欲の向上を図ることを目的に設立。公共図書館、学校図書館向け書籍販売や、TRCMARC(詳細な書誌データ)の納品、頒布、図書館管理運営業務の受託、図書館運営のコンサルティング業務等を行っている。	
市との関係	市 出 資 額	0円(0%)
	役員の兼務等	なし
	他の指定管理事業	なし

## 3 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入日	平成23年4月1日
監査対象団体の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 平成28年4月1日～令和3年3月31日
条例に定める 業務範囲	<p>1 次の各号に掲げる事業(図書館資料の収集を除く。)の実施に関する事。</p> <p>(1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事。</p> <p>(2) 図書館資料を一般公衆の利用に供すること並びにその利用に係る指導、助言及び相談に関する事。</p> <p>(3) 貸出文庫の運営に関する事。</p> <p>(4) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びこれらの開催の奨励に関する事。</p> <p>(5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関する事。</p> <p>(6) 学校、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力する事。</p> <p>(7) 館報の発行及び頒布に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業</p> <p>2 図書館及び図書館資料の利用に関する事。</p> <p>3 図書館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。</p> <p>4 その他教育委員会が必要と認める業務</p>
協定に定める 業務内容	<p>1 事業の実施に関する事。</p> <p>(1) 館長業務(館の運営統括、関係機関・団体との連絡調整等)</p> <p>(2) 窓口サービス業務(受付、案内、登録、貸出・返却、予約、督促、相互貸借等)</p> <p>(3) 蔵書管理(資料の受入れ、配架、除架資料候補推薦、補修、督促、蔵書統計等)</p> <p>(4) 読書奨励等に関する業務</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 広報・広聴業務、利用者へのアンケート調査</li> <li>(6) ボランティア活動に関する業務</li> <li>(7) 高齢者、障がい者等へのサービス</li> </ul> <p>2 北図書館及び図書館資料の利用に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 集会室の使用許可</li> <li>(2) 館内複写機2台の管理（用紙の補充等に関することを含む。）</li> <li>(3) 自転車整理及び館内巡回</li> <li>(4) 他機関作成のポスター・チラシの配置、掲示及び撤去</li> <li>(5) 関係機関との連絡</li> <li>(6) 休館日等の館内、館外掲示</li> <li>(7) 電話対応</li> <li>(8) 設置業者が管理している自動販売機について、故障時の連絡</li> <li>(9) その他の事項</li> </ul> <p>3 施設及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設設備維持管理</li> <li>(2) 開館、閉館に関すること。</li> <li>(3) 館内の安全管理に関すること。</li> <li>(4) 災害応急処置及び消防法に基づく防火管理者に関すること。</li> <li>(5) 備品管理に関すること。</li> <li>(6) コンピュータシステムの運用に関すること。</li> <li>(7) 保険に関すること。</li> <li>(8) 物品の取扱い</li> </ul> <p>4 その他教育委員会が必要と認める業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 庶務業務（文書、諸管理事務等）</li> <li>(2) 業務報告等</li> </ul>
選 定 方 法	公募
自主事業の有無	無

4 指定管理料（平成 30 年度）

（単位：円）

	金 額		
		本体価格	消費税及び地方消費税
指 定 管 理 料	96,796,000	89,625,926	7,170,074

### 第3 監査の結果

監査の結果、施設所管組織においては、財務・行政監査で検出された課題と共通の問題点を持つ課題が検出されたので、速やかに所要の措置を講じられたい。

#### 委員措置要求事項

<図書館行政における目標設定について>

[中央図書館]

(P. 53～56) に記載

このほか、モニタリング評価において、評価の裏付けとなるチェックリストの評価項目が業務実態に即していないものとなっていた事例が見られた。これについては、監査事務局から施設所管組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)